

議 事 日 程 （第 1 号）

平成28年 9 月12日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成27年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成27年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第56号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第11 議案第57号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第59号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第60号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第61号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第16 議案第62号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第63号 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第64号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議案第65号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第66号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第68号 財産の取得について
- 日程第23 同意第 7 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 発議第 1 号 学習指導要領改訂に伴う意見書について
- 日程第25 認定第 1 号 平成27年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 2 号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 3 号 平成27年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 4 号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第29 認定第5号 平成27年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30 認定第6号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31 認定第7号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事兼総務課長	安江良浩	参事兼村民課長	小池毅
会計管理者	安江誠	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所 事務局長	伊藤保夫
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成28年第3回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの9日間に決定いたしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成28年9月12日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成28年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成28年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成28年6月28日、7月26日及び8月25日。

3. 検査の結果 平成28年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成27年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成27年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

平成28年9月12日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成27年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成27年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営について毎年議会に報告することになっておりますので、東白川村が出資している3つの第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条に定める書類を提出して報告するものでございます。

なお、提出書類につきましては、去る8月22日に行いました第12回全員協議会で説明をさせていただきましたので、本日は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上で、平成27年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成27年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（服田順次君）

日程第5、平成27年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成28年9月12日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村教育長。

平成27年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

東白川村教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成27年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会は所管をします事務事業について点検評価を行い、それを議会へ報告するものと定められておりますので、その規定に基づいて報告をさせていただくものです。

なお、報告及びその説明につきましては、先般、8月22日の議会全員協議会におきまして報告書を提出させていただき説明をさせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、平成27年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、第40回郷土歌舞伎公演、目的、文化振興に資する、派遣場所、はなのき会館、期間平成28年9月18日、派遣議員、議員全員。

以下、項目名を省略させて読み上げさせていただきます。

小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成28年9月24日、議員全員。

みつば保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、平成28年10月2日、議員全員。

平成28年度かしも・白川流域連合協議会定期総会第15回尾城山サミット、中津川市加子母・白川町との交流に資する、尾城山、平成28年10月4日、議員全員。

日本で最も美しい村臨時総会2016フェスティバル、他市町村との交流及び議員の研さんに資する、静岡県松崎町、平成28年10月6日から8日、桂川一喜。

第14回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する、小学校、平成28年10月16日、議員全員。

東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成28年11月3日、議員全員。

中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成28年11月5日、桂川一喜。

秋フェスタ'16、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、平成28年11月13日、議員全員。

既に派遣が終わったものに関しても報告がありますが、お手元の資料のほうに一覧として載せておきましたので、一読のほうをお願いしたいと思います。

以上で議員派遣の件についての報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、今後のイベント開催に向けての取り組みについて質問をさせていただきます。

ことしも既に村の4大イベントのうち、つちのこフェスタ、東白川村夏祭りが多くの来場者を迎え、大盛況の中、終了をいたしました。つちのこフェスタでは年々来場者がふえ、ここ数年は村の人口以上の人に参加いただき、大変ありがたいことでもあります。夏祭りにおきましては、商工会青年部の皆さんと村内の若手有志の皆さんが中心になって、積極的に趣向を凝らしイベントを盛り上げていただいたことで、来場者の皆さんに十分楽しんでいただけたものと思います。

いずれのイベントも来場者の皆さんの声をお聞きいたしますと、イベント会場での駐車場の確保が大変であるとの声が多く聞かれます。駐車場が整備されて間もないわけですが、現在では来場者の数に到底追いつかないという状況にあります。今後、交流人口をより一層ふやしていくためには、今後の最大の課題であると思います。参加者の皆さんが参加しやすいかどうかで今後の来村者の動向も変わってくるものと思いますので、次回開催までによく精査されることが大切だと思います。

特に来年度はかも1グランプリの開催地でもあり、より多くの来場者を迎えることとなりますので、そのことも踏まえ、事前の準備も含め、村長の今後のイベント開催取り組みについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

村で行われるイベントについて、特に今後駐車場についてどう考えるかという御質問であります。

5月のつちのこフェスタ、8月の東白川村夏祭り、そして11月の秋フェスタ、12月のお松さま祭りと、それぞれ特色を持ったイベントが官民協働の形で開催され、交流人口の増加と村の活性化に大きく貢献していただいております。このことは私も同感でございます。

そのイベントにつきまして、駐車場が足りないということは十分認識をしておりますが、それぞれのイベント会場に適当な用地がないことも、これもまた事実でございます。したがって、今後用地確保について十分留意しながら、現状ある施設の有効な活用を考えるべきであると思っております。

また、イベントの課題は駐車場以外にもあるとの御指摘であります。これにつきましては、御指

摘のとおり、その一つがイベント開催のためのマンパワーの不足であります。夏祭りはたくさんの若い人たちが実行委員会を組織して頑張っておってくれますので、これは別としましても、つちのこフェスタや秋フェスタ、お松さま祭りは各団体が、あるいは出店者の皆様方の高齢化が目立ち、そろそろいろんな形で限界があるかなと考えておるところでございます。今後はイベントごとの実行委員会で、その中身や運営方法についても検討をいただく時期に来ていると考えているところでございます。

来場者だけが楽しくて、イベントを開催するほうが苦しくては長続きができません。そういった意味でも現在のイベントは身の丈に合った規模で開催をされており、駐車場にしても既存の施設で何とかやりくりすべきかと考えております。

次に、来年度のかも1グランプリの開催については、かも1グランプリの実行委員会による開催日と会場の決定について協議をすることになっておりますが、現在ではその協議はまだ行っておりません。その結果で大きく変わることをお思います、来年度まではお借りをして使っております五加の名商大跡地が臨時駐車場として使用できるものと思っております。これも考慮に入れて会場の設定を相談してまいりたいと思っております。

かも1グランプリは、今年度の坂祝町の来場者が約1万人と聞いております。これが当村で開催した場合、想定できる人数でございますが、地域性も考慮すると5,000人規模の来場者が来場されるのではないかと想定をしていく必要があると考えております。このイベントは、可茂地区の活性化を目指すイベントとして実行委員の皆さんが全町村で開催を計画しておられ、本村が来年度で最後の開催地になります。

いずれにいたしましても、既存の施設を活用し、シャトルバスの運行等をしっかり計画し対応したいと考えております。隣の白川町よりも、駐車場の提供については協力すると申し込まれております。今後、実行委員の皆さんと協議して計画を練り上げてまいります。かも1グランプリにつきましても、東白川村らしい身の丈に合ったイベントにしたいと考えているところでございます。

以上で私の答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

先ほども申し上げましたように、かも1グランプリにつきましては想定をされている人数にいたしましても5,000人ということで、つちのこフェスタよりも非常に多い人数の方が来村されるということで、十分な検討をしていただいて準備のほうも整えていただきたいと思いますし、また来年は加茂郡の消防操法大会も本村で開催地になっておりますし、可茂管内での持ち回りの事業等におきましても、東白川で開催の予定も出てくると思います。また、この4大イベントも当然盛り上げていただかなければなりませんけれども、先ほども申し上げましたように、イベントに参加しやすい状況をとっていくということが人口減少がどんどん加速していく中で、交流人口をふやすこと

で村に元気も取り戻すことができるものと思いますので、どうか精いっぱい努力を図っていただきたいと思ひますし、今までのイベント等についてもしっかりと精査をしていただいて、今後のイベントに取り組んでいただきたいと思ひますので、また村長はこのイベント開催について夢を持っておられるものと思ひますので、もう少し踏み込んだ御意見をお聞かせいただければありがたいなと思ひます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

イベントによる交流人口の増加による地域の活性化、これは全く私も同じ考えで、今後とも今行っておりますイベントをしっかりと続けていくこと、これはお約束をしまひたいと思っております。

ただ、中身について運営方法等についてはこれからも検討していく必要があるというお答えをさせていただいたところでございます。特にかも1グランプリにつきましては、私どもとしては中川原水辺公園、あるいははなのき会館周辺どちらかを選ばれるのではないだろうかと思っております。どちらが一番開催しやすいか。先ほどの言ったような来場者に対応できる東白川なりの運行計画やいろいろ含めて、十分な検討をさせていただきたいと思っております。

実行委員会のほうは坂祝が終わって、いろいろ精査をして報告を町村会のほうにされてから多分東白川村のほうへ見られて、会場も現地で見させていただいて検討されるということで、これに寄り添っていきたくて思っております。

また、御提案のとおり、加茂郡の消防操法大会とかいろいろなイベントを開催していくのに、どうしても駐車場が足りないというようなことではございますが、今までは小学校や中学校のグラウンドについては使わずに何とかこなしてまいりました。しかし、かも1グランプリにつきましては、後の整備をしっかりとするという予算や方法を担保しながらも、そういったところも活用しないとこれは量的に入らないかなというふうにも思っております。この辺のところも踏まえて、かも1グランプリについてはしっかりと対応してまいりたいと、このように思っております。

先ほど申し上げましたイベントを開催するほうのスタッフ、マンパワーのことではございますが、役場職員や団体の職員等はもちろんでございますが、地域の各団体のいわゆる役員の皆様方がちょっと高齢化が進んだかなというところで、ああいう答弁をさせていただいたところではございます。中身によっては続けられないよという種目と申しますか、イベントもあるわけでございますので、その辺のところを精査しがてら、来場していただく皆さんに喜んでいただける東白川村ならではのイベントに育てていきたくて、このように思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひとも村の魅力を最大限生かしたイベントの企画をしていただきたいなど。そういうことによってIターン者、Uターン者がこの村に帰ってきていただける力にもなりますので、今後最大限努力をしていただいて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

村営住宅について質問をいたします。

都市からの定住促進と若者等の転出を抑制するために村営住宅の果たす役割は非常に大きなものがあります。現在、村には30棟、55戸の村営住宅があり、空室は3戸となっております。昨年の東白川村村営住宅整備計画に基づいて進められております事業は、今後若鮎荘や中根荘の解体、曲坂住宅の改修等を予定されており、それに準じた戸数の村営住宅を新築する計画です。また、村営住宅全てのリフォーム等も予定されておりますが、新築と改修に年々多額の費用を必要とします。

そこで、規制のかかっていない住宅の払い下げをして、少しでも維持管理費を減らしてはと考えます。村の持ち家率も上がり、税収アップにもつながると存じます。また、現在145戸もの空き家がありますので、再利用という観点で借り上げ、買い上げによる村営住宅としての施策も必要かと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

まず、総論として人口対策として住宅の供給について、民間事業者の活動が余り期待できない本村では村営、もしくはこれに準ずる形の住宅の供給が必要と考えております。

その方策として、従来のような補助金を活用した村営住宅の整備、次に制度事業を活用しない入居条件等の自由度が高い方法での村営住宅の建設整備、議員御提案の民間の空き家等を買い上げ、または賃貸借して、これをリフォームして村営住宅として活用する方法、そしていま一つは株式会社東白川により住宅を建設し、賃貸する方法。これは以前のエコトピア方式による住宅販売による方法が考えられます。

昨年度策定した住宅整備のマスタープランでは、平成34年度における村営住宅の管理戸数を55戸としております。順次整備をしてまいる計画であります。

規制のかかっていない住宅を払い下げしたらどうかという御質問でございますが、現在はこれに対応できる住宅はないのが現状でございます。将来、住宅の制度によりそれぞれその内容は変わってまいります。今後規制がとれたとき、これは処分が可能な時期になったとき、その住宅が使えるとき、こういった条件があろうかと思いますが、このことについては検討できるかと思っております。

それまではリフォームによる長寿命化を計画しているところでございます。

次に、空き家について借り上げ、あるいは買い上げによる活用を考えたかどうかという御質問でございますが、現在は御存じのとおり空き家バンクとしてホームページに空き家情報を掲載し、希望の方に持ち主との橋渡しをする事業を行っております。現在の登録件数は6件でございます。空き家の買い上げ、借り上げは耐用年数や耐震対策の観点で、公営住宅にすることには大きな費用が必要になると考えられます。一方、土地については宅地として有効ならば民間業者を圧迫しない、こういったことに配慮しながらあっせんや取得をしておいて、希望者に払い下げることも検討していけるかと考えております。

いずれの空き家につきましても、現在は先ほどございましたような件数だけの把握ということでございます。今後、この空き家一つずつについて持ち主の意向や住宅そのものの情報をデータ化して、しっかりと情報として管理ができるようにして対策をつくっていきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、答弁の中で住宅計画、ここに私も資料を持っておりますけれども、34年度、村長も55戸を計画されておるということでございます。

計画は本当に詳細に計画されておるわけですが、それに伴う費用といえますか、金額というものが、そういうものがこれには載っておりません。そこで住宅というか、多額の金額を必要としますので、一度精査していただき、金額の提示も出していただければなというふうに思っております。

それから、現在の村の持ち家率94%、今後Iターン、Uターン者の方々は、私が思うには村営住宅に極力依存しない方法で平成22年度にスタートしました定住促進事業、これは新築とか中古住宅の購入、それからまた住宅改修等で補助金があります。そういったことでこちらのほうで利用することによって、また活路も見出せるんじゃないかというふうに思っております。そのためにはやはり空き家の情報をしっかりと把握してもらわなければ何事も進みませんので、行政のほうには一度こういった情報をしっかりと提供できるような資料といえますか、そういうことをさらに努力してもらいたいと。

それから、もう1点は行政の組織ですけれども、村営住宅は建設環境課、それから空き家のほうの対策といえますか、調査というか、担当は総務課でないかと思えます。こういった大事なところで部署が違うということは、やっぱり関連を必要としますので、そういったことも今後改革というか、ちょっと考えてもらえればなというふうに思いますので、そこら辺を質問いたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず1点、住宅の改修について、今回、曲坂住宅を改修する計画で予算を認めておっていただくようなことですが、このことが結構多額であったということで、この御質問になったかなというところも思います。

今全体で幾らかかるという計画はしておりませんが、それぞれ必要になったときに建物によって取り壊してしまうものもございまして、リフォームしていくのが一番いいだろうというのもありますので、1件ごとに予算化をして御審議をいただいてやっていきたいというふうに思っております。

それから、先ほども申しましたように、それぞれ空き家についての情報のデータベース化は売ってもいいと思っておられるのか、あるいは耐震可能な建物なのかとか、耐震の工事が必要なのかとか、あるいは貸したいと思ってみえるのか、こういったいろいろな持ち主の方の意向というのをしっかりと調査をしていく必要があって、それをデータベース化しておきたいということで、既に少しずつですが着手をしておるところでございますので、ちょっと時間をいただきたいかなと思います。

次に、役場の組織について、住宅の担当が2課といたしますか、係に分かれておるということですが、これは現在のスタッフの最大の行政効果を上げるための配置として、私はこれが今ベストだと。ベストとは言いませんがベターだということで考えているところでございます。マンパワーが余っておるならば専門の住宅対策監とか住宅対策係といったことで事業を進めていけるわけですが、ほかの事業もたくさんございまして、今のところは2つのほうでちょっと仕事の質が違うので分担をしているところでございます。

ただし、小さな役場ですので縦割りでほかの係の仕事の情報が各係に回らないよというようなことだけはないよというふうに常に指示をしておりますので、そういったところの情報共有は各課長を通じたりして、しっかりと情報共有して事務事業に遅滞のないようにしてまいるのが行政の責任と考えておりますので、今、課を変えるとかいうことは、係をつくるとかいうことは現在の時点では考えておりませんが、新しい人事体制等をつくるときには1点頭の中に入れておいて対応したいかなというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

住宅の改修、それから主にそれですけども、今はどちらかといいますと補正を組んですぐ対応という形で今まで対応してきたわけですけど、村長も先ほど曲坂のことをおっしゃいましたけれども、やはり金額も金額ですので、しっかりとしたできれば年度予算の中にことはここをやりますといった、そういう中でできる限りのことで対応してもらいたいなというふうに思いますし、それから課の行政の組織のことですけども、私たちはそれでいいとは思いますが、要は村外者の方々が村に住宅の問い合わせとか、それからいろんなものがあつた場合に、課が2つあるもんでどちらが対応とかいう内部的なことになりかねますので、そういったことで外部に対してすぐこうい

うふうになっていますと親切丁寧に発信できるような体制をとってもらえれば、こういったIターン、Uターン者を含めて村の取り組みが問い合わせに対して十分対応できるのではないかなということも思って、課の再編のこともお願いしたわけですが、要は今の体制で十分それが補えれば私はそれでいいと思うんですけれども、やっぱりそれで村としてのイメージも損なわないような対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今の係のことでございますけれども、空き家バンクについては総務課のほうで樋口銀二郎君に対応しております。これは住宅を見たいとか、それからあるいは登録をしたいという方について、個別に対応して写真を撮ったり、紹介用の情報をネットに載せるという仕事でございます。この問い合わせにあった場合は、全てその係のほうで対応します。村営住宅があいてないかとか、村営住宅に入りませんかというお話でしたら、当然ながら環境系のほうで対応するというので、その対応については今問題はないと思っております。

ただ、空き家を探しておみえの方で、どうしても住宅が欲しいという方で村営住宅にあきがあるのという、ここが連携というところでございます、その辺の情報はスムーズに流れるようになっておりますので、問題はないと思っております。

○議長（服田順次君）

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

東白川村の教育環境について、デジタル教科書、電子黒板導入について質問いたします。

東白川村の子供たちに対する支援は、ほかの地区に比べてとても手厚くなっていると思います。生まれてから高校卒業までの支援、助成があり、東白川村で子育てがしたいと思ってくれる方がもっとふえてほしいところですが、なかなかふえず、さらに減ることとなっているのは、教育環境が大きな市や町とは格差があるのも原因の一つだと思われま。

東白川村には学習塾が少なく、学校での勉強が子供たちの将来を左右します。本来、どの市町村も学校での学習が一番大切なわけですが、市や町では個人的に塾へ通う子供の数がふえているのが現状です。

今、教育現場では、子供たちが学校で使う教科書をタブレット端末などにおさめたデジタル教科書について、文部科学省は2020年に導入するという案を示しています。現在は副教材扱いですが、2017年度にも法改正をして正式な教科書として位置づけようとする動きがあります。

このデジタル教科書は、音声や動画を活用することで学習効果を高めることが期待でき、教員が音声や動画などを通じて学習内容をわかりやすく説明し、子供たちの学習への興味、関心を高めたりすることが可能になります。現在県内では、岐阜市、笠松町、白川村などがいち早く導入してお

り、活用されています。

まだ国の方針であり、決定事項ではありませんし、村にはまだ早いと思われる方も見えるかもしれませんが、小さな田舎の村だからこそ、学習塾の少ないこの村にこそ必要なのです。大きな市や町では子供の数が多く、タブレット端末を一人一人に持たせるようにするにはたくさんのお金が必要です。しかし、村は子供が少ない。少ないからこそ行き届きます。今後、国の方針を早く見きわめ、取り入れ、東白川村の子供たちの学力向上に向けた導入を検討していただきたいと思えます。

現在の小・中学校のデジタル化、タブレット、電子黒板はどれくらい導入されているのか、そして村は今後どう対応、検討していくのか、村長にお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

私は日ごろから子供たちは村の宝としてお話をさせていただいております。それには子供たちの心身の健全な成長と、そして確かな学力の定着が重要と考えております。教育現場におけるICT環境の適正な整備と有効な活用が大切なことは、議員の考えと全く同じでございます。

御質問は、1つは学校における現在の情報機器の導入状況、2つ目に将来の教科書のデジタル化を含めて今後のICT機器などに関してどう対応していくかという御質問でございます。私から基本的な考えをお答えし、その後に導入状況等を含めて教育長から補足をいたします。

それでは、今後のICT機器などに関して、どう対応していくかということでございますが、これにつきましては2つに分けてしっかりと検討し、対応をしていくことが必要と考えております。その1つは教科書のデジタル化に伴うタブレット等の整備と、それから2つ目は日ごろの授業の場におけるICT機器の整備の2つです。

1つ目のデジタル教科書に関しましては、文部科学省は現在の案として、教科書に関する必要な法律の改正を行った上で2020年度、平成32年度に導入との方向でございます。また、デジタル教科書の定義を教科書と同じ内容のデジタルコンテンツ、データと内容としており、それを閲覧したり使ったりするためのタブレット端末等は含まないとしております。そして、紙ベースの教科書とデジタル教科書の供給の方法や、それらを併用する場合のルール、補助デジタル教材のガイドラインに関する事などは今後の検討としております。

現段階では細部まで示されておりませんが、今後検討される事項が多くある状況でございます。したがって、1つ目のデジタル教科書の導入に伴うタブレット端末の整備に関しましては、国の具体的事項の動向をしっかりと見定めて対応をいたします。そして、導入となりました折には可能な限り早い整備を目指す、そのように考えております。

2つ目の日ごろの授業の場における今後のICT機器の整備に関してでございますが、本村では平成21年度に国の学校情報通信技術環境整備事業を活用し、小・中学校のデジタル黒板をいち早く、

そして一挙に整備をしました。また、パソコン等も計画的に更新をしているところです。今後の導入整備につきましては、その効果的な活用や必要性の範囲、そしてデジタル教材の充実の度合いなど、いずれも学校現場の意見を尊重して整備をしたいと考えております。現場で十分な検討をいただきたいと思っております。そして、必要となりました折にはスピード感を持って対応すべきと考えます。また、現在までに導入している機器に関しましては、計画的な更新とともに必要な機種変更等も含めて適正に対応すべきと考えております。

導入状況を含めて、教育長が補足をいたします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

最初に、現在の小・中学校の電子黒板ですとか、パソコン等の保有状況について説明をさせていただきます。

最初に小学校ですが、電子黒板は大型モニターとパソコン、そしてデッキを一つのセットとしましてラックに搭載をしてあり、校内の移動が可能なものです。必要なときは教室内へ、不要なときは廊下や教材室に置ける、そういったものです。小学校はこれを8台保有しております、主に算数などの授業で活用しております。

次に、パソコン教室のノートパソコンは小学校34台を保有しております、主に高学年が月に一、二回程度、社会科ですとか総合学習の調べ物等に使っておる状況です。それから、それらの機器で使います電子教材、これはいわゆる教科書会社等が作成するCDソフトというものですけれども、算数ですとか国語を中心に随時購入をしておる、そんな状況でございます。

次に中学校ですが、先ほどの電子黒板のセットを5台保有しております。各学年とも週2回程度さまざまな教科の資料提示ですとか、実物大投影機で理科の観察をしたり、体育で自分のフォームをすぐさま映し出したり、そんな活用をいたしております。パソコン教室に29台のデスク型パソコンを保有しており、各学年とも週1回程度、技術科としてワード、エクセル、パワーポイント等の操作の勉強を含めて使っております。これらの機器で使います電子教材につきましても、理科や社会を中心に随時導入をしておる状況でございます。

なお、中学校にはタブレットを27年度に試験的に3台入れさせていただきました。これは、ひとまず先生方や生徒さんで自由に使ってみてくださいということでございます。体育での動画撮影、それから音楽の見本演奏といったことで使われているところでございます。

現状としては以上でございますけれども、いずれも導入の台数としましては、パソコン、それからパソコン教室のパソコンの台数、電子黒板、いずれも国が行っております学校のIT化整備4カ年事業計画の数値をそれぞれ既に満たしておるところでございます。

次に、今後の導入の基本に関しましては、村長のほうが申されたとおりですけれども、教育現場としましては幾つかの観点で十分な検討が必要というふうに思っております。

その1つは、タブレット等を活用しました事業をどの学年のどの教科の単元に最も使いやすいか。

それから、そういった機器を使ったほうがわかりやすい授業と、それから本物でないと、実際に重さやボリュームを目や手で感じるといかなよと、そういった授業とのすみ分けということも必要です。そのあたりの活用の範囲の見きわめ、それから今度は活用する単元に即したデジタル教材の復旧と、その状況ということになります。単元ごとに今補助教材となっておりますけれども、それらのことを先生が授業の準備としてソフトやいろんな準備をしなければならないということは、学校のスリム化ということからは反しますので、そういったさまざまな教材の供給の度合いということも見きわめたいと思っております。

それから、使用頻度と児童・生徒さんの視力や聴力との関係、こういったことも今後はさまざまいろんな観点からの注意も必要かと思っておりますので、そういったところの部分のさまざまな見きわめを学校現場でしっかりとやっていただきたいな、そんなふうに思っておりますのでございます。

また、直近の情報としましては、岐阜県では教科学習ウェブシステムとして、小学校の算数の学習支援システムを県として構築をして、希望する学校に配信をするよ、そんな事業を来年度から実施するよう計画をいたしております。このシステムは単元の終わりに、例えば分数の足し算の勉強という一区切りのところで、子供たちが自分のパソコンを操作して確認問題ですとか振り返り問題、あるいは応用問題を行って勉強をより確実にしていこうね、そんなシステムでございます。これにつきましても小学校の先生方と相談の上で、ぜひとも小学校のほうには活用していきたいな、そんなふうに考えております。

いずれにしても、今後の小・中学校の授業のありようがICT機器のさらなる活用の方向というふうに行くことは確かです。文部科学省の専門家会議も本年度内には最終報告をとしているところでございます。そういった状況にありますので、村としましては本年度後半の早い段階に学校ICT関係者会議、仮称ですけれども、を設置し、小・中学校の担当の先生方、教育委員会、それから情報技術者、こんな方々に先ほど申し上げましたような観点にさらにさまざま加えて、こういった内容のこの時期にこういった機器が必要よ、そんな提言をいただきながら、またそれに即した整備を進めさせていただきたい、そんなふうに考えているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

デジタル教材、教科書、今、副教材として入っているところがあるんですが、今、村長からのお答えで導入となったらどこよりも早くやりたいというお答えをいただいたので、それを期待しております。さらにICTを活用した授業の効果としてすごく期待されておまして、学力が伸びたというところも実際に文部科学省のほうから提出されている資料があるんですが、今、教育長が申された小学校、中学校の電子機器と電子黒板等の数字がすごく多くて、東白川はすごく頑張っていると思うんですが、実際に岐阜県内で教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数というのが岐阜県トップなんですね、東白川村。とてもすごいことだと思うんですけど、実際にこのトップの

状態で子供たちの学力や、あと使い方というか授業が変わったというか、ICTを活用して何か変わったこととかメリットとかは今あるか、ちょっと教えていただきたいんですけど、教育長、お願いします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

ただいまの御質問ですけれども、先ほど申しあげましたように、現在ある機器を学校の先生方は鋭意努力をいただいて、ここで使うと効果的ですよと、そんなようなところをきっちりで見定めながら使っておっていただきます。

例えば小学校ですと、算数の平行四辺形の面積といったような形のところにつきましては、紙ベースの教科書で固まった図形ということで勉強する場合と、デジタル教材を利用してさまざまな平行四辺形が変化するけれども、縦と横を掛けるということについては変わりませんよ、こういったところの説明や、子供さん方の習得ということはそういった教材をフル活用したほうが非常に効果的な部分があります。そういったことについては、そのような成果が上がっていくと思っていますし、なおかつ今度はふるさと学習や地域の学習ということについては実際目で実際の場所へ行ってということが大事だよということもありますので、小・中学校の先生ともにデジタル教材や支援ソフトを使ったほうがよい授業のところは積極的に、それから現場や実物が大事なところはそちらを重視しながら、そんなことを心がけていただきながら日々取り組んでいただいております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

導入が決まったらスピード感を持って対応していただけるということなので、国のガイドラインがまだできておりませんので、これからデジタル化に向けて紙の教科書とは違ってお金がかかるものになってきますので、予算化をしていただいて、国の動向を見て、子供たちの教育環境の充実をこれからも進めていってください。終わります。

○議長（服田順次君）

次に、3 番 桂川一喜君。

〔3 番 桂川一喜君 一般質問〕

○3 番（桂川一喜君）

職員の資質向上と住民との対話について。

村長の施政方針の中に行政職員の資質向上と住民との対話を大切にするというものがありました。その後、それらがどうなっているのかお答えください。

行政の評価をする方法にはいろいろあります。議会への報告を分析してみますと、事業をしまし

たという完了報告が中心で、事業が行われた結果がどうなったかという報告や、その結果に対して住民の反応がどうだったかという報告は不十分な気がしています。少し乱暴な言い方に変えるならば、やりっ放しで評価がきちんとされていないという印象です。職員の資質向上や住民との対話に関しても、方法の提示と実行し終えたという単純な報告は過去に行われました。しかし、最近ではその提示や終了報告も聞かれることが少なくなってきました。いま一度、確認のためにも実施状況や実施されているとしたら終了報告をお願いしたいと思います。

ここからが肝心なところですが、きょうの質問の趣旨はその施策に対するしっかりとした評価がなされているかという点です。もし評価自体は行われていないとしたら、評価するための方法を提示していただきたいと思います。評価が行われているのだとしたら、評価方法と評価結果をお答え願いたいと思います。

今回、職員の資質向上と住民との対話という一見関連性がないように思われるテーマを同時に質問させていただきました。その理由ですが、職員の資質向上を評価する方法の一つに住民との対話が利用できるのではないかと考えた結果です。

以上の観点を十分含めた御回答をよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

私の村政運営方針の大きな柱の一つに、職員の資質向上と住民との対話を大切にすることということがあります。このことは年始の仕事始め、あるいは4月の始業式、こういった折に触れて職員に徹底をしているところであります。

どうなっているかという御質問でございましたが、それは私自身いつも心がけているところであり、職員に指示、命令をしているところです。しかし、これはアウトプットのみであって、アウトカムとしてはどうであったか。いわゆる業績としてどうであったか。このことについては、村民の皆様やその代表である議員各位に評価をいただかなければいけないことかなと思っております。

事業の成果の検証についての評価ができていないという御指摘で、やりっ放しという表現をされましたが、私どもは今回の決算認定に係る一連の事務により、事務報告書や決算関係書類により、事業の結果の報告と検証、反省は行っていると考えております。また、当然ながら予算編成や総合計画の実施計画の策定の折には、村長以下幹部が担当者と議論を行い、事業の評価も行って、新しい予算等を立てていくという作業になっております。

ただし、それはあくまでも行政サイドのひとりよがりの検証ではないかと反論されれば、そのとおりでございます。その公正性や経済性、事業の成果については行っております事業の内容と種別により、評価の方法や検証の時期、あるいは時間においてもさまざまな論点があると考えております。

事業評価には幾つかの手法がございまして、今回報告をさせていただきました教育委員会の事務

事業点検評価のような手法もございます。先ほどのアウトカムにより、成果、評価を内部、外部からの評価、点数や段階評価により実施をされて、これを事業評価シートと申しますが、これにより評価をする方法もございます。この手法については、先進地では既に実施をされている市町村もございますし、総務省からそういったことのモデルケースも公表をされておりますので、今後検討する必要があると考えております。

次に、職員の資質向上については、平成23年3月に東白川村人材育成基本方針を策定しており、これに職員のあるべき姿、いわゆる理念の部分と人材育成の方針、推進体制の整備、研修に対する基本方針について定めており、これに基づき新人職員の研修やそれぞれの役職によるテーマ別の研修に参加するよう努めております。

専門家による研修は、主に岐阜県市町村研修センターの研修プログラムを活用しております。総務課の担当者から研修内容を公開し、自主的に参加するようしております。その成果につきましては、人事評価に反映するようになっており、簡単に申し上げますと、研修に参加して成果があったとみなされれば人事評価の点数になるという仕組みを試験的に導入して実施しているところでございます。

もちろん職員の資質の向上につきましては、研修だけでなく自己研さんやオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJTも重要でございますので、各上司が職員を育てていくという観点も大切と考えております。私も行政経験がございますので、若い職員には気をつけて指導をするよう心がけておるところでございます。

一つの例として、けさも行いましたが、毎週の朝礼で順番に1分間スピーチを行い、話すことの技術を磨くような研修も実施をしております。そうしたことが職員が住民の皆様と十分なコミュニケーションが行え、またわかりやすい資料を作成する能力、そういった研さんにも努めてまいり次第でございます。

議員御指摘のとおり、情報や説明は伝わってからこそ、その情報、あるいは説明でございます。今後とも職員の資質の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの村長の答弁の中で気になる点が、全く1回目の質問と同等の質問をもしかしたら繰り返すことになってしまいますが御容赦願いたいと思います。

一番冒頭の段階で、村長がもしひとりよがりだと言われてしまったら仕方がないと言われましたが、まさに今の答弁がそのとおりではないかという趣旨の説明をすることになります。ただいま研修をどんどんされているということ、それからその評価が結果として人事に応用されていると申されましたが、研修をやった結果、成果が出たらと申されましたが、その成果というのはどういう段

階のことを指して成果とされているのか。もしかしたら研修に行ってきましたよとか、行ったらこんな資格が取れましたよという、その点がもし成果だと評価されているのだとすれば、これこそひとりよがりの最もわかりやすい一例だと思います。

本来職員の資質に求められているものは、最終的に村民にとってどうであるかであって、職場の中でどうであるかとか、職員にとってどうであるか。もっと極端なことを言えば村長にとってどうであるかではなくて、最終的に住民の生活に対して、もしくは住民から見たときの役場がどうあるべきかというところまでたどり着いたところまでが職員の資質、スキルでありと考えたときに、今のこれは御質問ですので、この研修の成果を評価すると言われましたので、その研修の成果とは何かというところを後でお答え願いたいと思います。

もう1点です。評価の方法にはいろいろあると申されました。確かに外部の方を入れまして、アンケート的な手法をとる、もしくはそういうデータ化をするという手法をとるということは、実は十分大きな市、大きな町村におきましては当然あってしかるべき方法だと思います。だけど、村長が住民との対話を大切にされると言われたときの思いはどうだったでしょうかというのを問わせていただきたいと思います。2,500人しかいない、本当に少ない人口の村でないといけない首長の手法として、住民と直接語らうことによって村政をやっという村長が立候補されたときの思いがもし残っているならば、職員に対しても外部評価、シートで点数でつけるのではなくて、職員一人一人と面と向かってこの役場における職員のあり方を個人個人と対話することによって資質向上を図るであるとか、もしくはさっき申しましたように、外部からの評価でもただ一辺倒に適当に探るのではなくて、住民一人一人と対話をして、今うちの役場はどうなんだと、最近役場とどんな仕事をしたらどんな感想を持ったのか、そういうことは大きな市では不可能であっても、この小さな村であるからこそ村長がじかに野へ出て、住民の手元へ行って対話をする事で情報を得、その情報をフィードバックする形でもう一度職員に指示を出す。先ほど一番冒頭で村長がいろんな手法はアウトプット中心で、それについては自信があると申されました。それは確かに聞きしておる限り、村長は頑張っておられるというのはわかりました。ただ、アウトプットした後の結果をフィードバックさせるという部分に対しては、やはりまだ村長の説明では不十分ですし、説明だけではなく、住民から聞こえてくる、もっと極端なことを言いますと、職員から聞こえてくる声ですら、まだ村長の耳に自分たちの思いが十分届いていないという声をどうしても伺ってしまう以上、もしかしたら疑わざるを得ませんので、この部分が僕一人のただの取り越し苦労だとおっしゃるのであれば、それは3番議員のおっしゃることは取り越し苦労で、私の耳には十分住民の声、職員の声は届いているという御回答を願えれば良いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、1点目の研修の成果をどう評価しているかということの御質問につきましては、人事評価においては行ってきた回数も実績ではあります。ただ、その後の資格を取ってきたようなものと

か、講習会に行ったことが確実にその後の業務に生かせるという性質のものもございますし、試験をやるわけではございませんので、成果として私が申し上げましたことについては誤解のないように言っておきますが、人事評価には試験をやるわけでもないし、行って来たということの回数のみを点数評価しております。ただし、その人の人事評価をもっと違う方法で、項目が幾つもある、3段階評価をして、最終的に私もやっているわけで、その中で勉強する姿勢があるのかとか、成長したかとか、あるいは住民にちゃんと説明できたかできなかったかというのは常日ごろからアンテナを立てておりますので、そういったところへの評価になって、人事評価のまるっきり研修に行ってきたから点数がどれだけあったねということではないというのはちょっと説明不足だったかと思いますが、今追加で説明をさせていただきます。

それから、私が住民の話聞く姿勢を持ち続けているかという御質問、当然でございます、常に村長室をあけております。呼びかけがあれば、どんな会合にもできる限り日程を調整して出席をさせていただいて、あるいは御意見を直接聞く場合も、お手紙、電話等もたくさんございます。一々公表はしておりません。例えば一つのイベント等にも出ましても、そういったときに直接村民の皆様方からお聞きをすることはたくさんございます。それをフィードバックしているかというお話でした。当然次の朝礼で、こういう話を聞いた、ここは指示をするというようなことで住民の皆さんの声を行政に反映させるように常に日ごろから努力をしておるつもりでございます。

ただ、これは議員の御質問のレベルからいって完璧ではないのは私も認めます。少しずつ少しずつよくするべきことであって、これの到達点は非常に高いところにあるかなと思っております。村長と語る会という制度も昨年からつくっております、申し込みがあればいつでもお伺いするようにしておりますが、最近ちょっと申し込みがないかなという実感はしておりますけれども、住民との対話が不足しているかどうかという観点では、私としては十分聞く耳を持ってお話も聞いておりますし、職員もいろんな説明会等では住民からの声を聞いておる。そして、私にどここの誰々様がこういうことをおっしゃったというようなことは伝わっておると思っております。しかし、100%でないことは認めます。これは日常の業務の中で欠落する部分もあろうかと思っておりますが、後でわかったということも実際あるわけで、そういったことは少しずつでも少なくするよう努力をしているところでございます。

住民との評価、いろんな事業の評価を直接住民から聞くというシステムはなかなか今こうしますというお答えはできません。ただ、皆さん方とこうして議論することも一つの方法であろうかなというふうにも思っておりますし、議員の皆様方にもそういった情報を十分届けていただいていると思っております。そういう意味では、先ほどおっしゃったように人口の少ない村で風通しのいい村政がある程度は行われているという確信は持っております。それがそれで完璧かとおっしゃると、そこは自信がないところで、今後到達点を高く持って努力をしてみたいと、このようにお答えすることで答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

努力なさっていることは重々わかりましたし、今回の質問を機に再度のさらなる努力をいただけるものと確信しております。

実は、私は一応議会議員として質問させていただいた中で、先ほど村長が最終的な成果が出ているかどうかということをご確認していいんだろうかというところを少し疑問として提示されましたけれども、実は議会の上におきましてさまざまな事業を展開したときに、皆さんがやるときに、何か職員のスキルが十分でないために予算策定が十分じゃないんだろうかというような協議が最近多くなってきているように見受けられます。議会における協議の内容等をよく考えていただくと、もしかしたら成果が不十分ではないかというような考察すら可能ではないかと思えます。

確かに住民一人一人から全ての声を上げるべきだと僕は申しましたが、先ほど自分が言ったことをまるで否定するようですが、もし全員の住民から声が聞けないのでありましたら、住民代表である私たちの開催している議会、協議会の中における私たちに対して、何か不十分だと思われること、逆に私たちが住民から吸い上げてきたいろんなさまざまな御意見等も、実は全く住民から直接聞く、住民に対して直接評価していただくことと同等のように考えていただけるものと僕は思っていますので、今後住民との対話を大事にするとともに、議会の上におけるそれぞれの議会、議員の発言等も住民の代表として、要は住民からのフィードバックの一つだとして特に重要に考えていただければ、評価の対象の一つの中に、住民から一々聞かなくても議会の中での職員に対する感想ですとか、もしかしたら時には個人名を出す場合もあるでしょう。そのようなものもやっぱり正しい評価の中の一つとして、もし採用いただけたらという、これは願いになりますが、以上が今回の実は最終的な質問になりますので、もしかしたらこれが僕は一番言いたかった、聞きたかったことかもしれないので、ぜひ答弁のほうをしっかりとよろしくお願い致します。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

現在、議会の皆さんとの対話は、私は先ほども何回も言いましたけれども、決して100%ではないですが、非常に議員の皆様の努力もあって進んでいると思います。重要案件については事前に私どもの意見を提示させていただいて、皆さん方の知恵やスキルを活用させていただき、改正するところは直して本提案に持っていくという手法と申しますか、方法もとっておるのは皆さんも御理解をいただいているところだと思います。

ただ、職員、総じては私の責任でございますけれども、後や先と申しますか、ちょっと準備がおくれたために十分な説明がしてなくて、後出しというような用件もないことはありませんので、そういった点は厳に戒めをして、職員にも強くこういったことのないようにというようなことは言っておりますが、まだ完璧ではないと認めます。しかし、今後努力をしてみたいです。議会の皆様方は村民の代表として私どもに村民の皆様の声を実にお届けいただける、こういった大事な方々と

いう認識はずうっと就任以来持っております。したがって、今後とも各担当のところへ直接お話を
していただいても構いませんし、私のほうへ来ていただいても構いません。議会、あるいはいろん
な会議での御発言以外にも情報は届けていただきたいかなと。それに対して私どもはしっかりと応
えていくということで、先日提案をいただきました議会の皆様方の住民の皆さんとの対話の要望事
項については、早速今回の補正予算に対応させていただいている部分がたくさんございます。そう
いったところを評価いただきながら、今後とも村をよくしていくことでお互いに鋭意努力をしてま
いると、このようにお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第8、報告第1号 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程
第9、報告第2号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議
題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

報告第1号 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告
する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、平成27年度決算に基づく財政健全化比率一覧表でございます。

4つの比率から構成されております。1つずつ説明させていただきますのでお願いいたします。

まず1つ目、実質赤字比率でございます。一般会計を対象としました実質赤字の標準財政規模に
対する比率で、結果は黒字になっておりまして、黒字の場合はハイフンで表示することになってお
りますのでお願いします。黒字比率としましては14.7%となっております。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。これは村の特別会計も含めました全会計を対象と
しました実質赤字の比率でございます。こちらも黒字でございますので、ハイフンの表示になって
ございます。黒字の比率としましては20.93%となっております。

続きまして、実質公債費比率でございます。10.3%となっております。村の全会計と一部事務組合の会計が対象となっております。実質的な公債費の比率を3年平均で表示するものでございます。10.3%で、前年度が10.7%でございましたので、0.4ポイントの改善をいたしております。

将来負担比率でございます。村の全会計と一部事務組合の会計、それから第三セクターの会計が一定条件を満たした場合に対象となっております。将来世代が負担する債務の比率となっております。将来負担する債務がないということでハイフンの表示になってございます。

なお、括弧内に数値がそれぞれ入ってございますけれども、これは早期健全化基準ということになりまして、この数値以上になりますと起債の借り入れ等につきまして、一定の制限等が受けることになってまいります。

次のページに参りまして、財政健全化判断比率の監査委員の審査意見書の送付書でございますので省略させていただきます。次のページに監査委員からの意見をいただいております。

1番は概要でございます。2番で審査結果ということで、総合意見としましていずれも適正であるという意見をいただいております。(2)のほうで個別意見もそれぞれ早期健全化基準を下回っており、良好であるという意見をいただいておりますのでお願いをしたいと思います。

続きまして、次のページでございます。報告第2号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、平成27年度決算に基づく資金不足比率の一覧表でございます。公営企業会計の会計としまして、資金不足額の事業規模に対する比率でございます。対象会計としましては、簡易水道特別会計、それから下水道特別会計でございますが、いずれも黒字となりまして資金不足はありませんので、ハイフンと表示をされております。

1枚めくっていただきまして、監査委員の意見書の送付書でございます。

省略しまして、次に意見書のほうでございますが、2で審査の結果、(1)総合意見ということで、いずれも適正に作成されているということで御意見をいただいておりますし、個別意見についてもそれぞれ経営健全化基準の20%になりますが、それを下回っておりますので良好ということで御意見をいただいておりますのでお願いいたします。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第56号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第56号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月12日提出、東白川村長。

それでは1枚めくっていただきまして、横の表になりますが、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして市町村計画を立てております。変更が生じたので、変更の部分を読み上げ御説明申し上げます。

区分2. 産業の振興、変更後でございますが、事業名、基盤整備農業で、大明神の集落道L240メートルを追加させていただいております。

続きまして、3. 生活環境の整備でございます。変更前の事業内容のところ、公営住宅の建設、集合型の住宅1棟でございます。ここは後ほど説明します集落の整備のほうへ移しております。

続きまして、区分4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、変更後でございますが、事業名で過疎地域自立促進特別事業でございます。事業内容が、NPO法人青空見聞塾が学童保育を行う事業に対する助成を追加させていただいております。

続きまして、裏面の9の集落の整備、ここで変更後でございますが、事業名、過疎地域集落再編整備、ここに集合型の住宅1棟を新規に建設するものでございます。これは過疎債の要件として、集合型住宅につきましては集落の整備へ計上することになっておりますので、それに伴う変更でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第57号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第57号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

本日、新旧対照表を御用意させていただいております。新旧対照表の1枚はねていただきまして、1ページに別表第1を載せております。上段が改正後、下段の表が改正前でございます。

別表の第1中がございます。17の「東白川病院運営委員会委員」を「東白川村国保診療所運営委員会委員」と変更させていただきます。

37の「有線放送電話運営委員会委員」を「情報基盤施設番組審議会委員」に変更させていただきます。

次に、49の次に50として、地域公共交通会議の委員、日額5,000円。

その次に51、生活支援体制協議会委員、日額5,000円を新たに追加させていただきます。

本文のほうにお戻りいただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するということでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号及び議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第58号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第59号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの2件を関連がありますので一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼村民課長 小池毅君。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第58号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず地域密着型サービスについてですけれども、中・重度の要介護者や認知症となっても無理なく在宅生活を継続するためには、定期巡回・随時対応型訪問看護介護、また小規模多機能型居宅介護などの短時間、また1日に数回訪問する。また、通い、訪問、泊まりといったサービスを組み合わせ一体的に提供する包括的なサービスの充実が不可欠でございます。このような地域に密着したサービスの提供の取り組みをいっております。

このサービスには目次でいいますと第2章から第9章にかけて、定期巡回・随時対応型訪問看護介護を初め9種類のサービスがあります。今回、小規模な通所介護事業所、利用定員が19人未満というものにつきまして、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるということで、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに移行されたものでございます。このため、新たに追加となりました地域密着型通所介護に係る規定について説明をさせていただきます。

目次3ページのところですけれども、ここへ上段の改正後ですが、第3章の2としまして、地域密着型通所介護ということで、第1節の基本方針から第5節まで規定を追加させていただきます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

この上段でございますが、第3章の2としまして地域密着型通所介護、第1節の基本方針ということで、第59条の2、ここでは指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業の基本方針ということで、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた日常生活を営むことができるように生活機能の維持または向上を目指して、必要な日常生活上の世話ですとか、機能訓練を行って、利用者及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るといったことを基本方針として規定しております。

次に14ページへ参りまして、第2節の人員に関する基準、第59条の3のところでは、従業員の員数といたしまして、地域密着型通所介護に従事するための必要な人員ということで、1号のほうでは生活相談員、2号のほうでは看護師または准看護師、3号のほうでは介護職員、次の4号のほうでは機能訓練指導員ということで、この介護サービスに必要な人数や従事の内容等を規定しております。

次に18ページへ参りまして、管理者としまして第59条の4、これは原則として専従常勤の管理者を置くという規定を上げております。

それから、第3節の設備に関する基準のところでは、第59条の5ということで、設備としましては、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室といった施設を有するほか、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要な設備等を備えなければならないということの規定を上げております。

それから20ページへ参りまして、第4節へ参りまして、運営に関する基準としまして、心身の状況等の把握、第59条の6でございます。これは利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスとの利用状況等の把握を努めなければならないという利用者の状況の把握といったところの規定を上げております。

次に21ページへ参りまして、利用料等の受領ということで、第59条の7、ここでは法定代理受領サービスにおける利用料の受領についての規定を上げております。この法定代理受領サービスというものは、指定居宅サービス事業者や介護保険施設が利用者である被保険者にかわって保険給付を受ける方法、代理受領ですが、これによって提供されるサービスについてそれぞれ規定を上げてお

ります。

次に22ページへ参りまして、指定地域密着型通所介護の基本取り扱い方針ということで、第59条の8では事業者は利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行わなければならないという基本方針の規定を上げております。

次に23ページへ参りまして、指定地域密着型通所介護の具体的な取り扱い方針ということで、第59条の9のところでございますが、前条の基本的な取り扱い方針をそれぞれにおきまして具体的にここでは規定をしております。

24ページへ参りまして、地域密着型通所介護計画の作成、第59条の10ということで、地域密着型通所介護計画というものを管理者は作成して、それについて利用者またはその家族に対し説明し、その同意を得ると。そして、従業者はそれぞれの利用者について計画に従って行ったサービスの実施の状況や目標の達成度などを記録しておくということが規定されております。

25ページへ参りまして、管理者の責務、それから26ページの第59条の12の運営規程等で、管理者の責務や運営に関する規定等を上げております。

27ページへ参りまして、勤務体制の確保、第59条の13、それから定員の遵守、59条の14、非常災害対策、59条の15におきましても、管理体制における管理の基準をそれぞれ上げております。

それから、28ページへ参りまして、衛生管理等ということで、59条の16、利用者の使用します施設、食器、その他設備または飲料水等につきまして衛生的な管理に努めなければならないといったようなところ、感染症発生予防といったようなことも管理規定を上げております。

それから、地域との連携等ということで、第59条の17では、サービスに当たりましては利用者、その家族、地域住民の代表者、サービス事業所が所在する村の職員、または地域包括支援センターの職員、サービスについての有識者等による運営推進会議というものを設置して、おおむね6カ月に1回以上その会議に対して活動状況などを報告し、会議による評価を受けなければならない。また、会議からは必要な要望ですとか、助言等を聞く機会を設けるといった規定を上げております。

次に30ページへ参りまして、事故発生時の対応としまして、第59条の18、ここではサービスの提供により事故が発生した場合、村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないといったことで、処理、また損害賠償等の規定も上げております。

それから、31ページへ参りまして、記録の整備ということで第59条の19、これは先ほど事業者は従業者とか設備、備品、会計などに関する諸記録を整備しておかなければならないということであっております。

準用としまして59条の20のところでは、準用規定としまして、運営に関する基準として第2章に書いてあります定期巡回・随時対応型訪問看護介護ですとか、第3章の夜間対応型訪問介護等の当該基準を準用し、また語句の読みかえなども行うということをやっております。

それから、32ページの第5節ですけれども、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準ということで、ここでは指定療養通所介護という施設に関して、前回と同

じように基本方針等を定めております。ここでは難病を有する重度の要介護者、またはがんの末期の方ですとか、そういったサービスに対して医療も必要であるという方を対象に行うサービスでございます。この節の趣旨としましては、今申しましたように、59条の21でうたっております。

33ページへ参りまして、基本方針といたしまして、これも同じように利用者がなるべく自宅や地域で日常生活を送れるように目指して、利用者の家族または利用者の負担を図るというものです。また、サービスの事業に当たっては利用者の主治医の医師、または訪問看護利用者、それから指定訪問看護事業者等と綿密な連携をとることが規定をされております。

それから、34ページへ参りまして、人員に関する基準としまして、59条の23、従業者の員数ということで、従業者のうち1人以上は常勤の看護師であって、専らサービスの職務に従事するものでなければならないという従事の条件を規定しております。

管理者につきましては、59条の24のところでは、ここでも管理者としましては専従常勤の管理者を置くといったことで上げております。

それから、35ページ、利用定員として、事業所はその定員を9人以下とするということであっております。また、設備及び備品につきましては、第59条の26でサービスを行うための専用の部屋ですとか、また一般的な消火設備、その他非常災害に必要な設備、備品等の備えをうたっております。

それから、36ページに参りまして、運営に関する基準ということで、内容及び手続の説明及び同意、第59条の27のところであっております。事業者はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対して運営の概要等の内容について同意を得なければならないということであっております。

それから、37ページへ参りまして、心身の状況等の把握につきましては、これも先ほどの地域密着型と同じということでございます。また、指定居宅介護支援事業者等との連携、第59条の29ということで、サービスの提供によっては居宅介護支援事業者やその他保健医療サービス等、または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないことをうたっております。

それから、38ページへ参りまして、指定療養通所介護の具体的な取り扱い方針、第59条の30ということで、サービスの提供に当たっては療養介護の金額に基づいて行うということを中心に規定をしております。

それから、40ページへ参りまして、療養通所介護計画の策定、第59条の31、ここでも管理者は利用者の心身の状況や希望、その他置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画書を作成しなければならないと。また、それにつきましても家族、利用者への説明を行って同意を得る。それから、サービスの実施状況、目標の達成度なども記録をなさうということ規定をしております。

それから、41ページへ参りまして、緊急時の対応として、59条の32、ここでも前回と同じように緊急時の対応を規定しております。

42ページへ参りまして、管理者の責務ということで、59条の33、同じく管理者の責務を規定して

おります。

43ページの運営規程、59条の34、サービスの事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならないと。1号から9号までの事項を上げております。

それから、44ページへ参りまして、緊急時の対応医療機関ということで、第59条の35、緊急時の対応医療機関ということで、利用者の病状が急変したという場合に備えるために、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めておいて、連絡を密にして対応しなければならないといったことをうたっております。

それから、安全・サービス提供管理委員会の設置、第59条の36、ここでは事業者は安全かつ適切なサービスの提供を確保するために地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療または福祉の分野を専門とする者その他のサービスの安全かつ適切な提供を確保するために必要と認められる者等から構成される安全・サービス提供委員会を設置しなければならないと。これにつきましても6カ月に1回は会議を開催し、データ等の収集、検討、また方策、対策の検討等を行わなければならないということで上げております。

それから、45ページへ参りまして、記録の整備、59条の37、こうした記録につきましては5年間保持しなければならないということで、それぞれの事項を掲示しております。

準用として、59条の38としましては、これは準用規定でございます。

以上で地域密着型通所介護の説明を終わります。

なお、第9章、93ページでございますけれども、ここで現行の第9章、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護というふうに名称が変わっておりますが、この章につきましては単に名称を変更したというものでございます。

なお、複合型サービスというものは利用者の選択に応じてですが、施設への通いというものを中心として、短期の宿泊ですとか訪問看護等を複合させて、組み合わせて行うサービスでございますけれども、この名称ではなかなか何の複合というのがわかりづらいということで、明確に名前をわかるように変更するというものでございます。

その他につきましては、条文の追加や、それに関連する規定の改正による条ずれ、または語句の統一表示による改正等ということで、説明は省略させていただきます。

それから、本文の附則のほうへ行っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

以上で議案第58号は終わります。

続いて、議案第59号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表をまたごらんいただきたいと思います。

ページは115ページからでございます。

この地域密着型介護予防サービスというのですが、これも要支援者が住みなれた自宅や地域での生活が継続できるための介護予防サービスでございます。地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で介護予防サービスが提供され、それぞれのその地域の住民だけが受けられるというものでございます。

このサービスには、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、この3種類のサービスがあります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、同基準に基づき市町村が定めております条例について改正部分について所要の改正を行うものでございます。

まず、115ページの第7条第4項、これは追加するものでございます。単独型・併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品ということでございます。ここには食堂、それから機能訓練室、静養室、相談室等を設置するとともに、消火設備、非常時の対応に必要な設備、備品を備える義務とありますが、これらは主に通所介護の用に供するものでありますが、それ以外の宿泊サービスを提供する場合については、事前に市町村長に届け出るということをご規定をしております。

次に、118ページのほうをお願いしたいと思います。

第9条の第1項、利用定員ということで、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員ということで、この事業所の内訳としまして、要介護者のグループホーム、これは第8条第20項でございますが、それと要支援者のグループホーム、第8条の2第15項、これを含むことを具体的に明記しておるものでございます。

それでは、120ページへ移っていただきまして、ここでは第37条の第4項、これは事故発生時の対応ということで追加でございます。介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故発生時の対応ということで、先ほど第7条第4項のところでは言いました宿泊サービスを提供したときに、これにより事故が発生した場合、必要な措置、関係者の連絡ですとか、事故の記録等について講じなければならないといった義務を規定しております。

それから、続いて地域との連携ということで、第39条のところでは、現行では介護予防認知症対応型通所介護事業者の地域住民との連携、協力、交流といったものを表面的に表現しておるもの

でございますが、改正では介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合に、利用者、それから利用者の家族、地域住民の代表者、村の職員または地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置して、おおむね6月に1回以上会議に活動状況などを報告し、必要な要望、助言などを聞く機会を設けて、またその記録も公表しなければいけないということを義務づけております。

次に122ページのほうですが、第40条の2、2項第6号、記録の整備ということで、介護予防の認知症対応型通所介護事業者はサービスの提供に関する記録を5年間保存しなければならないとなっております。その中に、先ほど規定をしました運営推進会議における記録、報告や評価、要望といったものを加えるといったことを規定しています。

それから、続いて第44条の第6項、従業員の員数ということで、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の従業者は、現行のほうに書いてあります別記1参照というところに表記しております施設が併設されている場合は介護職員が併設しております施設に居宅サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の職務にも従事することができるということで、改正では別記1の参照の各号を137ページの別記1の表にまとめて改正をしております。

128ページでございますけれども、登録定員及び利用定員ということで、第47条でございますが、介護予防の小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を現行25人から29人に改正しまして、うち通いサービスの利用定員を登録定員が25人以下の場合は登録定員の2分の1から15人まで、登録定員が26人または27人の場合は16人まで、登録定員が28人の場合は17人、また同じく29人の場合は18人までということで改めております。これらの定員の表示を138ページの別記の表2のところへ上げております。以上でございます。

それでは、本文の附則のほうを見ていただきたいと思います。

済みません、その他につきましては先ほどと同じように条文の追加ですとか、それに関連する規定の改正による条の変更、また語句の統一表記による改正でありますので省略をさせていただきます。

それから、附則のほうへ参りまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというので、以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

両方の条例とも全く東白川村にとって大切な条例の改正だと思うんですが、基準だとか、そういうものの数値的な追加がかなり今回なされているんですが、こういったものが国がおりにきた基準であるのか、今まであった基準をしっかりと明文化したものなのかということと、東白川村の現場に

この数値的なものが現状ある程度合っていて、こういったものが条文化されたということは、人員であるとか物的なものの追加がかなり必要になるであろうとか、そのあたりの見込みも込めてちょっと御質問したいと思います。

○議長（服田順次君）

参事兼村民課長。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

今の条例の改正につきましては、国の法律、基準が改正されたことによりまして、それに基づいて村がつくっております条例に係る部分について改正を行うというものでございます。

それで、この改正した条例の内容が今の村の介護の状況に対してどのような影響があるかということでございますけれども、今回小規模の地域密着型通所介護ということで、定員が19人未満ということでございますので、実質村にあります事業所については、デイサービスのほうですと30人ということになっておりますので、実際の村内にある事業所としては該当するものはありませんけれども、隣の白川町河岐にあります事業所などはまさに地域密着型の小規模なところですので、そういったところに村内から利用される方がある場合には、これが必要になってくるということで、今回条例のほうを改めさせていただいております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第59号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第59号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

についてまでの2件については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とさせていただきます、午後からの会議といたしたいと思います。よろしくお願いをします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第60号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼村民課長 小池毅君。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第60号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について。東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例。

東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の139ページをお願いいたします。

第4条第1項第3号のところですが、1つのセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとするとして、3号のところ主任介護支援専門員に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいうという主任介護支援専門員の基準に対しまして、改正では当該研修または同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいうという、5年ごとに更新研修を受けるという基準が追加をされております。

それで、また附則へ戻っていただきまして、施行期日としまして、1. この条例は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

2. 経過措置としまして、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの

条例による改正後の東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例第4条第1項第3号の規定、先ほどの規定ですが、この適用については次の表に上げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修または同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の下段に掲げる字句とするということで、平成23年度までに修了した者につきましては、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとにと読みかえをしますし、平成24年度及び平成25年度に修了した者につきましては、平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとにと読みかえるということでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 東白川村地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

◎議案第61号から議案第66号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第15、議案第61号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から日程第20、議案第66号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第61号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,440万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年9月12日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表は省略させていただきます、5ページの第2表 地方債補正を説明させていただきます。

第2表、起債の目的、過疎対策事業、変更前の限度額3億2,720万円、変更後の限度額3億2,740万円、20万円の増額でございます。これは国交省通学支援事業の追加に伴うものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、以下省略させていただきます。

緊急防災・減災事業2,860万円、変更後の限度額が3,200万円でございます。340万円の追加でございます。これは親田地区の臨時離着地用の測量設計の追加ということで、今回補正で追加させていただくものでございます。

続きまして、7ページ、8ページの事項別明細書は省略させていただきます、9ページの歳入から説明いたします。

9款1項1目地方交付税3,134万円、普通交付税でございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額95万2,000円。老人福祉費負担金のうち、養護老人ホームの入所者負担金ということで、新たに入所された方の1人分の追加でございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額131万9,000円。内訳としまして、総務管理費の補助金が93万3,000円でございます。これは社会保障・税番号のシステムの整備の補助金でございます、総務省分と厚労省分でございます。また、3つ目に国民健康保険制度関係業務の準備事業補助金42万8,000円の減につきましては、一般会計から国保特別会計への予算の組み替えで減額とさせていただきました。

続きまして、2節の戸籍住民基本台帳費補助金38万6,000円。個人番号カードの交付事業の補助金の追加でございます。

3目民生費国庫補助金、補正額72万円、住民福祉費補助金でございます。ここも社会保障・税番号制度のシステム整備の補助金ということで、厚労省分でございます。これは障害者自立支援システムに伴う補助金でございます。

続きまして、10ページの14款1項8目土木費県負担金、補正額232万5,000円、地籍調査費の負担金でございます。国の追加補正に伴い事業が追加されましたので、その県の負担金でございます。

続きまして、2項3目の民生費県補助金、補正額50万円、児童福祉費総務費補助金でございます。

これは清流の国ぎふ森林・環境基金事業費補助金でございます。これは県産材を活用した木製品の導入事業が40万、それから岐阜の木の教材導入支援事業として10万円、新規に採択されたものでございます。子育て支援事業に充当されます。

続きまして、6目の農林水産業費県補助金、補正額475万2,000円の減でございます。これも上記のものと同じ補助金でございますが、当初尾根筋伐採の充当するものとして補助金を計上しておりましたが、この事業につきましては不採択でございましたので減額するものでございます。

続きまして、9目の消防費県補助金、補正額5,000円でございます。これは地域コミュニティ維持整備事業の事業費の確定に伴う追加でございます。ドローンの整備の事業費のほうに充当するものでございます。

続きまして、10目の教育費県補助金2万5,000円、清流の国ぎふ推進補助金として、おもてなし事業でございます。全国レクの関連事業に対する補助でございます。

続きまして、16款1項2目指定寄附金、補正額820万5,000円。内訳としまして、総務費の指定寄附金が817万円でございます。これは全てふるさと思いやり寄附金の指定寄附金でございます。月別の内訳は説明のとおりでございます。

4節衛生費指定寄附金1万円、東京村人会様から環境整備指定寄附金として1万円いただいております。

10節の教育費指定寄附金2万5,000円、教育費の指定寄附金としまして匿名の方から2万5,000円いただいております。

続きまして、11ページです。

17款1項15目ふるさと思いやり基金繰入金、補正額200万円。これは村単で行います尾根筋伐採環境整備の事業に充当する予定でございます。

2項5目の介護保険特別会計繰入金601万1,000円。これは前年度、過年度分の精算の繰入金でございます。

続きまして、6目後期高齢者医療特別会計繰入金20万1,000円の補正額でございます。これも同じく過年度分の精算の繰入金でございます。

続きまして、8目の国民健康保険特別会計繰入金42万8,000円。これは総合行政システムの運営に要する費用としての繰り入れでございます。

続きまして、19款4項4目の雑入27万1,000円、日照木の用木代として5万円、それから総合賠償保険として22万1,000円。これは支出のほうでも出てまいりますが、道路管理の不備が起因となって起きた物損事故の賠償に対する保険金でございます。

続きまして、20款1項3目民生債、補正額20万円。高校生の通学支援事業で過疎対策事業債でございます。

9目の消防債340万円、緊急防災・減災事業債としてヘリポートの建設事業の調査設計の費用として充当させていただきます。

続きまして、13ページから歳出の説明をいたします。

2款1項1目一般管理費、補正額851万8,000円、総務一般管理費でございます。主なものとしまして、まず補償費、旅費につきましては、白川・東白川公共交通会議、東白川で分科会を開催する予定にしております。その経費でございます。それから、補償補填及び賠償金につきましては、先ほど説明させていただきましたけど、村道管理不備ということでグレーチングが飛びはねて車に傷をつけたということで村が補償するものでございます。積立金につきましては、ふるさと思いやり基金の積立金817万円でございます。

続きまして、5目の財産管理費34万3,000円の追加でございます。物件管理費として計上させていただきます。修繕料で、総合運動場の上の倉庫がございます。この進入路のところはかなり傷んでおきますので、その修繕。それから、工事請負費につきましては、今井自動車サービス様の向かい側に役場の駐車場等お借りしております。ここも大分傷んでおきますので、ここも一度整備をさせていただくということで計上させていただきます。その次の総合行政情報システム運営費につきましては、財源の補正のみでございます。

続きまして、10目の地域情報化事業費29万1,000円の追加。CATVの審議会等の開催費ということで、6万6,000円追加させていただきます。これは運営委員会の回数が当初予定しておりましたものよりも増加するものに伴うものでございます。続きまして、その下がCATV番組等の制作運営費20万円の追加。修繕料を当初定額で見ておったものですが、機器に修繕等がございます、既に実行しております。今後の不足に対応するものとして20万計上させていただきました。その下の機器管理の運営事業費、修繕料につきましても備品の修繕ということで、若干不足が生じたので2万5,000円追加させていただくものでございます。

続きまして、14ページの12目の地方創生事業費40万6,000円の減額でございます。地方版の総合戦略策定事業委託料としまして97万2,000円の計上でございます。ここはそれぞれの地方創生事業の評価業務を業者に委託するものでございます。新規で計上させていただくものでございます。その下が東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業費140万8,000円の減額でございます。これは番組のアップの作業者の賃金ということで、繰り越し分と現年度分で二重計上されておりましたけど、現年度分を不用額として減額するものでございます。続きまして、地方創生のフォレストスタイル事業3万円。これは回線使用料として3万円計上させていただきます。

続きまして、3項2目の住民情報処理費58万9,000円。住民情報処理費としまして、交付金でございますが、通知カード・個人カードの関連事務の委任交付金ということでシステム改修等を主に行っておりますが、その追加分で58万につきましては国庫の補助金を受けて行います。

続きまして15ページ、3款1項1目住民福祉費、補正額1,586万4,000円。国民健康保険の特別会計の繰出金が216万2,000円、法定外のものでございます。その下が後期高齢者の医療費ということで1,370万2,000円。後期高齢者の医療療養給付費負担金334万4,000円は、28年度分の不足が生じたもので追加させていただくもの、その下の前年度の精算金につきましては1,035万8,000円の精算金でございます。

続きまして、3目の保健福祉費、補正額254万2,000円。民生委員会費として5万円、職員の普通

旅費の追加でございます。それから、その下の障害者地域生活支援事業は国庫補助を受けたものに伴う財源の補正でございます。その下の障害者自立支援事業で243万5,000円でございます。ここは償還金でございまして、前年度の障害者自立支援の給付費の国庫負担金分の精算、給付費の返還分、それから国庫負担金の精算の返還金、それぞれの過年度分の精算に伴う返還金でございます。続きまして、障害児の通所支援事業5万7,000円につきましても精算の返還金でございます。

続きまして、16ページの4目の老人福祉費、補正額166万5,000円。老人ホームの措置費負担金として、養護老人ホームへ新たに入所者1人追加ということで、1人分の負担金でございます。

続きまして、2項1目の児童福祉総務費70万3,000円の補正額でございます。ここは子育て支援総合推進事業として70万3,000円、印刷製本費で子育て支援ガイド16万2,000円でございます。これは前回の全協で説明をさせていただいております。備品購入として、先ほど歳入のほうで説明させていただきましたが、県産材を活用した木製品、それから教材の購入費でございます。ここについては県補助金を受けて行うものでございます。

続きまして、2目の認可保育所費35万円の追加。職員の超勤手当の追加でございます。延長保育等に備えた追加でございます。

続きまして17ページ、4款1項1目の保健衛生総務費、補正額425万6,000円。内訳としまして、保健衛生総務費、職員の超勤手当が30万円の追加。それから、繰出金としまして診療所の特別会計施設整備の繰出金395万6,000円でございます。今まで医療福祉ゾーンの計画等につきましては、一般会計の老人福祉一般で見えておりましたけど、今後具体的な事業等が始まりますので、それに関する予算につきましては診療所の特別会計へ入れるということで、基本設計分でございますが、一般会計から診療所の特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、5目の環境対策費、補正額46万円。環境総務費で45万円でございます。補助金で住宅用太陽光発電システムの設置補助金でございますが、今年度、当初予定しておりました補助金が全て執行しました。今後あるものとして、予備として予算を確保していくものでございます。続きまして、自然保護事業の1万円。看板制作費ということで、寄附金をいただいております。それを充当させていただく予定でございます。

続きまして、6目の廃棄物対策費、追加42万6,000円でございます。ここはごみ袋の印刷費ということで、不足が生じたので32万8,000円でございます。修繕料として、パッカー車の修繕料が9万8,000円でございます。これは冬の凍結防止剤等を起因としますフェンダーがかなりさびて腐食しております。それを取りかえるということで、今回9万8,000円計上させていただいております。

続きまして、6款1項2目の農業総務費、補正額2万4,000円。ここにつきましては、全国の担い手サミットの市町村の景品代とか、その他弁当代の経費として上げさせていただいております。

続きまして、3目の農業振興費13万5,000円。ここも担い手サミットの負担金として、12名分の参加負担金を計上しております。

続きまして、4目農業構造改善事業費96万5,000円の追加でございます。ここは農業構造改善施

設修繕工事としまして、地元からの要望をいただきました下野集会所のトイレを簡易水洗にするというような工事でございます。

続きまして、2項の2目の林業振興費348万4,000円の減額でございます。まずは一般林業振興費として203万6,000円。補助金として生活環境改善・里山整備補助金ということで、村単で新たに行うもので尾根筋伐採等に対する補助金等でございます。その下が清流の国ぎふ森林・環境税事業でございます。ここも歳入のところで説明しましたが、この事業については不採択でございましたので、当初見ておりました事業費を全て減額をさせていただきました。

続きまして19ページ、7款1項1目商工振興費42万2,000円。ここは職員の超勤手当の追加でございます。

2目の地域づくり推進費149万1,000円の追加。建築技能者確保対策事業として69万3,000円。日本仕事百貨の掲載委託料が30万円、それから補助金として39万3,000円でございます。ここは白川大工の養成を目的に助成経費を計上するものでございます。入校料、授業料、家賃等の助成を行うものでございます。続きまして、地域産業活性化対策事業10万円ということで、地場産業の振興対策事業補助金として、アンテナショップ等の物産販売に出役していただく、それに対する補助金ということで、商工会へ補助するよとということで10万円計上させていただいております。続きまして、地域おこし協力隊事業として69万8,000円。ここは協力隊3名の活動計画に基づく支援事業として補助するものでございます。研修のための旅費では55万円、参考図書が3万8,000円、それから賃借料としましてパン製造機のリース料で11万円計上させていただいております。

続きまして、8款1項2目地籍調査費、補正額310万円。地籍調査委託料として、国の経済対策の補正による事業の追加でございます。

続きまして、2項1目の道路橋梁維持費、補正額1,120万円。まず道路橋梁維持事業として1,020万円。日照木の除去委託料として410万円計上しております。村道西洞線、それから神土角領線の曲坂の土地付近の日照木の除去を計画しております。また、使用料及び賃借料は道路維持管理の関係の機械の借り上げ料でございます。今後の見込みに備えての追加でございます。それから、次が工事請負費、村道の維持修繕工事530万円。暮石線の崩壊対策を含め4カ所、また住民の要望に対応するために200万円の追加ということで、合わせて530万円追加。それから、補償補填及び賠償金のところで50万円でございますが、日照木の立木補償で計上させていただいております。

続きまして、21ページの社会資本の整備総合交付金事業でございます。村道杉林線の道路改良時に伴う水道の移転補償費で100万円計上させていただきました。これは簡易水道会計へ追加するものでございます。

続きまして、9款1項3目災害対策費、補正額346万6,000円。委託料として、親田の臨時の離着陸場の測量設計委託料ということでございます。今回新規で344万6,000円させていただきました。また、土地借り上げ料として備蓄倉庫で2万円追加でございます。

続きまして、10款2項1目の学校管理費10万円の補正でございます。小学校管理費一般として10万円。電話料・回線使用料の追加でございます。CATVの有線電話機の廃止に伴いまして、NT

Tの回線を増設するもので、そのための経費でございます。

続きまして、22ページの同じく1目学校管理費の中学校管理費一般で10万円。これも小学校と同じ理由でございます。

続きまして、2目の教育振興費3万円追加。これは寄附金をいただいております、それを充当しまして、今回教材用備品、バレーボールのサーブ練習機等を購入予定にしております。

最後に5項1目の保健体育総務費につきましては、財源の補正でございます。清流の国ぎふ推進補助金の受け入れに伴う財源補正ということで、2万5,000円の受け入れで一般財源の2万5,000円減額ということで計上させていただいております。

○議長（服田順次君）

参事兼村民課長 小池毅君。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第62号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,002万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月12日提出、東白川村長。

2ページから6ページの歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款2項7目国保制度関係業務準備事業費補助金、補正額が42万8,000円。これにつきましては、平成30年の国保制度改革に向けた分散処理システムの改修に要する経費の補助でございますけれども、当初は一般会計のほうで歳入を見ておりましたが、県の指示によりまして国保のほうで歳入受け入れをして、一般会計へ繰り出しをするということでございましたので、こちらで歳入を上げております。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額が216万2,000円。法定外の繰り入れ分でございます。

10款1項1目繰越金、補正額が186万5,000円の減。前年度繰越金でございます。これにつきましては、繰越金につきましては平成28年の当初予算では778万7,000円を計上しておりましたが、会計閉鎖後の決算における繰越金が592万2,000円と186万5,000円の減となりましたために、ここで繰越金を186万5,000円減額し、その減額した分と、今回の補正分29万7,000円を合算いたしました216万2,000円を一般会計から繰り入れをするというものでございます。

次、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が13万4,000円。一般管理費としまして、職員の人件費でございます。

それから、10款1項3目償還金、補正額が16万3,000円。前年度交付金精算返還金ということで、退職者医療制度交付金の係るものでございます。

2項2目一般会計繰出金、補正額が42万8,000円。先ほどの歳入で受けました補助金をまた一般会計へ繰り出すというものでございます。

以上で国保の特別会計は終わります。

続きまして、議案第63号 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,332万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,432万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月12日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正と、5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明いたします。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額が53万6,000円。介護給付費の交付金の前年度精算によるものでございます。

7款1項1目繰越金、補正額が2,278万4,000円。前年度繰越金からでございます。

次、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が9万7,000円。一般管理費として、役務費として手数料、共同処理事務手数料とアンケート入力手数料でございます。この共同処理事務手数料の4万7,000円につきましては、同じ中で介護給付費に含まれておりましたが、これにつきましては保険給付費の対象にならない支出ということで、一般会計のほうに組み替えるということで、ここで4万7,000円を上げております。

2款2項1目審査支払手数料、補正額が4万7,000円の減。先ほど言いました共同処理事務手数料の4万7,000円を組み替えの関係で減額をしております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額が812万1,000円の増。これにつきましては介護給付費準備基金積立金ということで計上させていただいております。

9ページへ参りまして、5款2項6目生活支援体制整備事業、補正額が13万6,000円の増。これにつきましては、29年度から開始されます総合事業に係る協議会の作成に伴う委員の報酬が4万円、それから報償費として、この協議会の中で行うアンケートの作成謝礼ということで5万円、その他通信費という内訳でございます。

7款1項2目給付費償還金、補正額が840万1,000円。これにつきましては、給付費の国庫負担金の前年度精算による返還金が451万7,000円、それから同じく県の負担金の分が388万4,000円ということとなっております。

3目の交付金償還金、補正額が60万1,000円の増。これも地域支援事業の前年度精算に係る交付金の返還金の増額でございます。この分が36万2,000円、県が18万1,000円、それから基金への分が5万8,000円という内容でございます。

それから、7款2項1目一般会計の繰出金、補正額が601万1,000円ということで、これは前年度

精算に係る一般会計繰出金の増額補正ということで、一般会計へ戻すものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第64号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,437万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,289万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年9月12日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます、4ページの第2表の地方債補正を説明いたします。

起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法に関しましては変更はございませんけれども、限度額について変更がございます。詳細な説明につきましては、説明資料の歳入のほうで説明させていただきます。

次の説明資料の事項別明細書を省略させていただきます、2の歳入から説明させていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額が33万8,000円の増額補正でございます。内容としましては、前年度繰越金でございます。

5款1項1目分担金、補正額82万2,000円。加入者分担金でございます、これにつきましては新規に大沢と中谷で新築がありまして、2件の加入がございましたための補正でございます。

次、6款1項1目村債、補正額200万円。簡易水道事業債ということで、これは国の今回の2次補正によりまして、平成29年度曲坂水系の生活基盤近代化事業を前倒しして行うよう県から指導がありましたことによりましての補正でございます。

次に、7款1項1目簡易水道施設整備補助金101万4,000円。これも先ほどの29年度の曲坂水系の前倒しの分でございます、国庫補助金本額の3分の1に値する金額を補正するものでございます。

次に9ページですが、9款1項1目雑入で、補正額1,854万8,000円の減額で、内容としましては当初大明神地内の県単の農道整備事業が行われる予定でございます、村道山本線の道路橋のかけかえ工事を予算化しておりました。水道におきましては、この既設の道路橋に添架しておるものを一時仮設して、新しくかけかえた橋に添架する工事を行うよう予算化しておりましたけれども、県から来年度に延期をするという指示があったために減額する補正でございます。

水道管移転補償費につきましては減額2,160万円で、あと県補償費とありまして、8月の全協の

折に御説明いたしました越原付知線の災害復旧支障移転工事ということで205万2,000円を上げております。もう1つ、杉林線の水道管移転補償費ということで、杉林線の改良が補正によって少し延びるというようなことでの100万円の増額補正でございます。

次に、10ページの歳出へ行きたいと思えます。

1款1項1目一般管理費、補正額82万2,000円。これは先ほどの加入者分担金の分を基金積み立てを行うものでございます。

2目使用料徴収費30万8,000円。委託料で、ハンディターミナルのプログラムのバージョンアップに伴う改修を行いたいということで、30万8,000円の増額ということでございます。

次、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、1,755万6,000円の減額ということで、委託料につきましては、304万4,000円は平成29年度の生活近代化事業の実施設計の委託料の増額補正でございます。15節工事請負費におきましては2,060万円の減額ということで、先ほどの歳入で説明しました県単農道整備の翌年度見送りに伴う工事費の減額でございます。その次の杉林線につきましては、国の経済対策に伴う増額があるということで、工事延長が延びたことによる支障移転の100万円の増額補正でございます。次の簡易水道建設事業（補助事業）分の委託料ということで、近代化調査の実施設計の委託料でございます。これは304万4,000円でございます。

次に3款1項1目施設維持管理費、補正額205万2,000円で、これは先ほどの歳入でも説明しましたが、8月の全協で説明しました県道越原付知線の大明神地内の災害復旧に伴いました水道管の支障移転工事の補正でございます。

以上が簡易水道特別会計の説明でございました。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第65号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,803万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月12日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正を省略し、5ページ、6ページの歳入歳出予算事項別明細書を省略しまして、7ページをお願いいたします。

歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額395万6,000円。一般会計施設整備繰入金395万6,000円。先ほど一般会計で説明をさせていただきました医療福祉ゾーン整備に係る今後の施設整備については一般会計の施設整備の繰入金をいただくということでございます。

6款1項1目繰越金、補正額10万8,000円、前年度繰越金10万8,000円でございます。

歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額10万8,000円、総務一般管理費でございます。ここでは消費税の納付金につきましては額が確定しまして、当初予算との不足が生じた分の10万円の補正。あと、自動車重量税につきましては、不足の分の8,000円の増額でございます。

6 款 1 項 1 目施設整備費、補正額395万6,000円。委託料、これは医療福祉ゾーンの整備事業ということで、395万6,000円を計上しております。これにつきましては、医療福祉ゾーン整備検討委員会のほうで3回ほど今御検討いただきまして、ゾーンの計画についてはおおむね1期、2期に分けてというような方向性が出てまいりまして、まず1期に建設する建物、これもまた今後決定いただきますが、それに係る分の基本設計の委託料並びに第2期に建設するほかの福祉施設等の関係の基本配置等に関する作成事務を合わせました策定業務ということで、合わせて395万6,000円の委託料でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

参事兼村民課長 小池毅君。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第66号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,840万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月12日提出、東白川村長。

2 ページからの歳入歳出予算補正及び5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略いたしまして、7 ページの歳入から説明させていただきます。

5 款 2 項 1 目雑入、20万の増額。これは広域連合保健事業費負担金前年度精算還付金でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額が1,000円。

それから次のページ、3. 歳出、4 款 1 項 2 目償還金、補正額が20万1,000円。これは広域連合の負担金の償還金につきまして、一般会計の過年度繰越金の精算に係るものとして一般会計へ繰り出すものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

医療・福祉ゾーンがこれからやっぱり活発にお金が動いていく中で、今回一般会計のほうから国保診療所の特別会計のほうに、これからはこっちでやるよという説明がありましたけど、この詳細

についての説明と、あと病院の会計と一緒になるということは、病院の会計がまたはっきりとわかりにくくなるのではないかという懸念も含めて、その辺もきちっと病院の会計はこういうふうですということと、先行投資部分についてはこういったことですといったものがしっかりやっていただけるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

一般会計繰入金につきましては、今まで運営費の繰入金並びに起債の償還等に係る繰入金というような区分分けをしております、今回改めて医療・福祉ゾーンの施設整備の繰入金ということで、一応一般会計から繰り入れをする分については運営費等と分けての繰入金ということで、そういう区分をさせていただいたものでございます。

あと、歳出のほうでは総務費で診療所の一般管理に係る分、あと医療費では診療所の職員の人件費、あと医薬材料費いろいろあるものがございますが、それと明確に区分をさせていただくということで、6款を設けまして施設整備費というところで今後ここで、今回基本設計でございませけれども、用地の整備に係る分、実施設計に係る分、工事設計に係る分ということで、款の中で明確にさせていただいて、全体としての診療所特別会計の中で分けけて管理をさせていただきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

その中で、今度また本庁のほうでなくて病院のほうの診療所の事務局長のほうの金額の扱いということになると、あとコンサル頼みでほとんど物が進んでいくという可能性が十分ありますので、やはりこっちの本庁のほうは建設課なり建設土木のプロがおりますので、きょうの午前中の答弁ではないですけど、縦割りでなしに協力いただけたところの目を通していただく部分だとか、そういった部分については専門家をできるだけ多く途中を通していただきたいということをつけ加えておきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

8月の臨時議会でも提案させていただきました用地の測量設計の分につきましても、今後の用地整備に係る分につきましても、やはり本庁のほうの建設課等に御協力いただかないとできない部分でございますので、協力してやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の10ページで、14款2項の6目農林水産業費県補助金というの、さっき補正額が475万2,000円、これ尾根筋伐採の分が不採択になったというお話で、次のページの17款1項15目ふるさと思いやり基金繰入金から200万という話をされたと思うんですが、これ400万要るはずだったのが200万で済むのか、まだどこかから出る部分があるのか、教えてください。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

これにつきましては事業縮小というような形でやっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計歳出の21ページ、消防費になります。ただし、これ項目としては消防費ですが、ここが上がってないものに対する質問になります。

前回の質問で、消防活動基金を繰り入れした際、何らかの正しい管理のもとで、今回の補正でここに積み立てが入ってくるもんだと思っていましたが、今回入ってないわけですが、残高管理が十分なのか、積み立てをするという御回答がたしか近々積み立てするという話だったと思ったわけですが、これについての返答をお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

関連する条例を読んでいただきますと、村長は適正な残高を積み立てていかなければならないとあります。その時期については適当な時期にという解釈で、今後災害等が発生して、また基金が使われる場合もありますので、年度末にきちんと管理をしていくというつもりで、何回も上げるよりは年度ごとに管理をしたいという思いで今回は上げておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の13ページで、2款1項1目のところの説明のところ村道の管理不備に係る損害賠償

金と書いてあって、グレーチングがどうのこうのというお話をされたんです。グレーチングって一体何なのか私はわからないので説明してほしいのと、あと村道が何が起こって損害賠償というか問題になったのか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

グレーチングは側溝のふたの鉄の網のことです。それが結束バンドとかボルトで締めてなくて、全くふたが上から置いてある状態で、村外の方なんですけど、自分の駐車場へ車で入ろうしたときに、そこへぼんと上がって、それが飛びはねて、自分の乗っていたワゴン車のボディーをへこませたということで、それに対する損害賠償というか修理費をこちらで見るということで、それにつきましては保険をかけておりますので、保険の対応ということで処理をさせていただくということです。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

済みません、全く簡単なことで。

それというのは、とめてないといけないというルールがあるということでもいいんですか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

結果的にとめてなかったのが飛んでしまったということで、これは国家損害賠償法でも完全にこちらが悪いというようなことで、その後はしっかり締めて起き上がらないようにさせていただきましたけど、今回はそういった事例が起きてしまいましたので、これからそういったこともないようということで、それぞれの管理のところをしっかりとやるようにはしていきたいなと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

村道のことで、今の損害賠償のことなんですけど、もし村道に大きな穴があいてしまっていて、そこにタイヤが入ってパンクした場合は村の補償ということになるんでしょうかね。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

管理が村の管理の村道とか農道等につきましては、完全にこちらに瑕疵があるということで村が見ますし、国道・県道につきましては国・県が補償することになっていると。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計歳出の21ページ、教育費の小学校費、それから中学校費も同じ内容ですので同じように質問させていただきます。

今回有線が廃止になったことによって、当然NTTだけになりました。ただし、この場合は多分回線の数不十分ではないかということで、話し中になることを避けるのではないかというための回線補強だと思いますけど、現状が何回線で、これに増強される回線が何回線になるのかということとをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

現在、当初は1回線でした。今回1回線をふやしましたので2回線という形になっております。両方ともです。小・中学校ともです。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実はこのことについて反対というよりは、当初現場におきまして当然職員の数が多い場合は職員室のみで対応できるという回線状態というのは別に何ら問題はないんですけれども、最近の日直等のときですと、職員室でしか外線着信ができないという状態が現場で起きているものと実は承知しておりまして、1人の職員の方が学校全体を守らなきゃいけない日直の状態のときに、何を言いたいかというと、コードレス等の導入をしておかないと実は職員が職員室から離れられないというような実情が起きてないかということも含めまして、もし起きているとしたら問題ではないかという提言も含めて、今後の回線増強はただ回線だけふやせばいいというわけではなく、その導入のシステムはもっと便宜性を図りながら考えていっていただきたいと思いますが、今現在、職員室から離れると電話が受けられないのか受けられるのかの返答だけちょっといただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

現在のところ、職員室を離れますと外にはありませんので受けられない状態ですけれども、鳴っ

ていることがわかるようにはなっていますので、駆けつけて対応するという状況です。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第66号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第66号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時トイレ休憩とします。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第67号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第21、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第67号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月12日提出、東白川村長。

記といたしまして、契約の目的、平成28年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、指名競争

入札。3. 契約の金額、8,985万6,000円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村神土・越原地内。

別添に説明資料がありますので、1ページ目ですけれども、工事名、工事場所につきましては今説明しましたので、工期につきましては本契約から176日以内ということで、来年の3月6日までとなっております。

工事の概要につきましては、平成5年から9年にかけて整備した東白川簡易水道大明神水系の施設老朽化に伴う機器更新でございます。整備後18年以上が経過し、施設の老朽化、故障時の部品調達が困難となっており、水道水の安定供給に支障を来す状況となったということで、このため平成25年度から国庫補助事業により大明神水源系の機器更新も今年度は更新計画の最終年を迎え、引き続き残りの村内に点在する水道施設の機器更新工事を実施するものでございます。

主な工事箇所としましては、下の（詳細）とありますが、平配水池、前山配水池、上親田配水池、前山加圧ポンプ場、大明神浄水場、中央監視の施設がこれに当てはまりまして、ほとんどがテレメーター関係の更新ですけれども、ポンプ場に関しましてはポンプとテレメーター、大明神浄水場に関しましては自家発電装置が最後に残っておりますので、これの更新を行う予定でございます。中央監視とありますが、これは役場の別館の2階にあります計装室ですけれども、そこの中にある大明神系のテレメーター盤の親局をかえるのと、無停電装置をかえるのが一式でございます。

指名につきましては、次のページに電気業者5社を選定いたしまして、名三工業株式会社岐阜営業所が落札しております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第22、議案第68号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第68号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年9月12日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、情報セキュリティー強化対策機器、数量、一式、設置場所、東白川村神土地内。2. 取得の目的、マイナンバーを活用した情報連携の開始に伴う情報セキュリティー対策。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、2,568万2,400円。5. 購入先、岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地の4、株式会社インフォファーム。

これも工事契約の資料の一番最後のところにつけております。

2の納入期間でございますが、本契約の日から来年の3月31日までを予定しております。3番、4番につきましては先ほど説明したとおりでございます。

事業の概要でございますが、大臣要請としまして、昨年12月25日付で全国の自治体に次のことを要請されました。まず、マイナンバーの利用事務系では住民情報の流出を徹底して防止すること。それから、LGWAN接続系とインターネットの接続系を分割すること。それから、県と市町村が協力をして高度な情報セキュリティー対策を講じることということで、これを受けて今回整備するものでございます。

これにつきましては財政的な措置がございます。基準となる算出方法でございますが、うちの場合は固定費としまして1,000万円、それから人口割で合わせて1,040万円が補助の基準額でございます。補助基準額の2分の1、520万が補助金でございます。その補助裏として地方債を借りる予定でございます。交付税の措置が50%ということでございます。

それから、6番目で整備機器の概要でございますが、マイナンバーの利用事務系での機器整備としまして認証サーバー、これは指紋認証ユニットでございます。それから、2つ目としてLGWAN接続系とインターネット接続系の機器整備ということで、それぞれのサーバーや無線LANのアクセスポイントの整備、それからページプリンター等の購入でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第68号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎同意第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第23、同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成28年9月12日提出、東白川村長。

記、氏名、神戸誠、生年月日、昭和30年7月26日生まれ、住所、東白川村神土630番地、任期、平成28年10月1日から平成31年9月30日。

教育委員会の委員において、本年9月30日に任期が満了する委員があり、後任の委員の任命につき議会の同意をお願いするものでございます。

神戸誠氏は今井明生氏の後任として任命したいものでございます。五加大沢の今井明生氏は平成19年より現在まで2期と1年間、計9年の長きにわたり教育委員をお願いしてまいりました。多大な御指導をいただいております。引き続きお願いしたいところではございましたが、御本人の退任の意思が強く、承諾をいたしました。長年の御尽力に感謝と敬意をあらわすものでございます。

神戸誠氏は、38年間の教員経験があり、その間学校はもとより教育委員会事務局や他県勤務など、専門的かつ幅広い経験をお持ちです。教育委員として、特に義務教育に関し経験と豊かな見識から村の教育について御指導いただけるものと確信をいたしております。御本人の内諾もいただいておりますので、何とぞ御同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

同意しないわけではないんですけど、神戸誠さんは今臨時職員として働いてもらっているんですが、この臨時職員という立場はどうなるのでしょうか。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

教育委員を選任します関係法令の中に兼務の禁止という条項があります。その条項はどういうふうになっておるかと見ますと、当該地方公共団体の常勤の職員、それから再任用の常勤職員と兼ねてはいかんよという定義づけです。したがって、週3日勤務の臨時の神戸先生は特段問題ないということです。

なお、この件につきましては県教育委員会の法令担当、法律の担当者にも確認をしておるところでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第24、発議第1号 学習指導要領改訂に伴う意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

学習指導要領改訂に伴う意見書について。右の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

では、別紙のほうの提出する意見書の読み上げをさせていただきます。

学習指導要領改訂に伴う意見書。

平成18年12月に教育基本法が改正され、「民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上を願い、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」として第1章から第4章にわたり教育の基本方針が定められた。

まさに、教育は、国際社会の平和と発展に欠くことのできない最重要課題であり、国内においても、文化の発展や産業開発に多大な影響を与えている。

今後も、平和や各分野における発展を進めるために、人としての教育を大切にするとともに、教育を通して知識や技能を養い、国際社会の恒久平和と発展に寄与できるようにしていかなければならない。

第1章の教育の目的と目標の理念に鑑み、教育現場で行わなければならないことは多岐にわたり、特に学童期においては心身ともに健全な育成が求められている。

このほど、文部科学省は、グローバル化社会の到来で、英語を使う機会がふえたとして、次期学習指導要領の改訂で、2020年度から、英語を小学5から6年生の教科として位置づけ、あわせて外国語活動を小学3年生からに前倒しする方針を示した。

英語の教科化に限らず、幼児期から義務教育課程の小・中学校までの学習環境の整備、教員の指導力向上など、教育施策を進める市町村には何事もおろそかにできない課題が山積している。指導要領の改訂に伴い、英語教育の充実を図るため、左記事項について意見書を提出する。

記1. 現在、英語教育は、小学5から6年生は年間35時間の「外国語活動」が必修化されている。8割の中学生が、小学校のときの外国語活動で、「英単語を書く」「英語の文を書く」などの勉強をもっとしたかったというデータがある。このことを踏まえて、英語の教科化に向け、カリキュラムの充実を図ること。

2. 小学校教員の78.5%が「研修が十分でない」と回答していることから、2020年度までに教員の指導力向上のための研修、養成機関の充実を図ること。

3. 児童生徒の英語活用力を高めるためのALT（外国人指導助手）の増員を図ること。また、市町村単独事業による加配教員について助成制度を図ること。

4. 英語検定準1級以上の教師の育成を図るため、研修やTOEFL受験を推奨するとともに、各地方の大学生が小・中学校の授業に参加し指導力を高めるとともに、児童生徒がより英語に親しむ制度の推進を図ること。

5. 英語教育の充実を図るためにも、基礎定数の算定の仕方を見直し、安定した教員増を図ること。

6. 加配定数においては、年度ごとに各学校の教員数が変動する可能性があり、教員配置計画に支障が出るため、各自治体の教育方針や施策に応じた英語教育のための加配教員の増員を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年9月12日。東白川村議会議長服田順次。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務金融大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てとします。

以上が提出する意見書についてになります。

平成28年9月12日提出、提出者、桂川一喜、賛成者、今井美道、同じく樋口春市。

よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 学習指導要領改訂に伴う意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 学習指導要領改訂に伴う意見書については、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第25、認定第1号 平成27年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第31、認定第7号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第1号 平成27年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村一般

会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果、相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

認定第2号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

認定第3号 平成27年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

認定第4号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

認定第5号 平成27年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

認定第6号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

認定第7号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出、東白川村長。

以降はお手元の決算説明書を朗読させていただきます。

平成27年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成27年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定議案を提出し、平成27年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生事業が推進されています。地域しごと創生会議の中間取りまとめでは「これまで国は、均等ある国土の発展を目指して政策的方向性を示し、各地域がその方針に従って同じ方向に取り組みを進めるというトップダウン型政策形成を繰り返してきたが、今では地域の個性ある発展にシフトしている。トップダウン型の政策形成から脱却し、地域の自主性と自立性を重視したボトムアップ型の取り組みの組成を促すこと。そのため、民間の事業ノウハウを基礎に、その知恵やI o Tといった新しい要素を積極的に取り込んだ新たな取り組みの芽を地域に見出し伸ばしていかねばならない」としています。村では地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型の両タイプの事業を平成26年度に予算化し、平成27年度へ繰り越しして、東白川村総合戦略を作成し、各事業を行いました。また、加速化交付金事業につきましては、平成28年度への繰越事業となっています。

平成27年度は、幸いにも大きな災害もなく、各種事業が実行できましたことにつきまして、議員の皆様を初め村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算についてその大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	29億1,098万7,279円
		同		歳出総額	26億1,001万413円
		同		差引残額	3億97万6,866円
	国民健康保険特別会計			歳入総額	4億4,543万6,898円
		同		歳出総額	4億3,951万4,095円
		同		差引残額	592万2,803円
	介護保険特別会計			歳入総額	3億2,392万9,884円
		同		歳出総額	2億9,337万851円
		同		差引残額	3,055万9,033円
	簡易水道特別会計			歳入総額	2億8,870万9,802円
		同		歳出総額	2億7,634万7,454円
		同		差引残額	1,236万2,348円
	下水道特別会計			歳入総額	2,554万4,338円
		同		歳出総額	2,360万5,085円
		同		差引残額	193万9,253円
	国保診療所特別会計			歳入総額	2億9,060万2,003円
		同		歳出総額	2億4,381万1,516円
		同		差引残額	4,679万487円
	後期高齢者医療特別会計			歳入総額	3,885万4,907円
		同		歳出総額	3,440万6,667円
		同		差引残額	444万8,240円
	特別会計合計			歳入総額	14億1,307万7,832円
		同		歳出総額	13億1,105万5,668円
		同		差引残額	1億202万2,164円
総			額	歳入総額	43億2,406万5,111円
		同		歳出総額	39億2,106万6,081円
		同		差引残額	4億299万9,030円

第2 一般会計

平成27年度予算は、年度中途の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が27億7,414万1,000円で、前年度より1.5%減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、2億

3,769万3,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、固定資産税の家屋などが減収となったことで前年度より少ない1億9,623万8,000円となっております。また、収入未済額は816万3,000円となり、徴収が見込めない滞納について不納欠損を実施したこともあり前年度より減少しましたが、滞納整理につきましては、鋭意努力をいたしております。

分担金及び負担金は、前年度より607万1,000円減となりましたが、これは主に保育料の無料化を実施したためです。

使用料及び手数料は、前年度より378万8,000円減となりましたが、これは主にエコトピア住宅の売却や可燃ごみ袋販売代金の減額を実施したためです。

財産収入は前年度より262万2,000円増となりましたが、これは主に株式会社東白川からの岐阜部品に係る土地貸付料が一時的にふえたためです。

寄附金は、前年度より1,976万2,000円増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金指定寄附金がふえたためです。

繰入金は、前年度より1億345万6,000円増となりましたが、これは主に財政調整基金や精算に伴う特別会計からの繰り入れを行ったことによるものです。

繰越金は、前年度より2億2,385万8,000円減となりましたが、これは主に一般財源での事業推進を積極的に行ったことによるもののほか、前年度決算において剰余金の処分について財政調整基金へ積み立てを行ったためです。

自主財源の総額は、諸収入を含め7億6,849万5,000円で、歳入総額の26.4%を占め、前年度より2.1%減となりました。

次に依存財源に注目してみますと、歳入全体の48.7%を占めます地方交付税は、普通交付税では、臨時費目の人口減少等特別対策事業費が追加されたことから、前年度より4,739万5,000円増となりました。また、特別交付税も、前年度より192万6,000円の増額となっております。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より2,478万9,000円増となりましたが、これは主に消費税率の引き上げにより地方消費税交付金が増加したためです。

国庫支出金は、前年度より3,087万9,000円増となりましたが、これは主に地方創生事業の地域住民生活等緊急支援交付金の増加によるものです。

県支出金は、前年度より6,684万7,000円減となりましたが、これは主に前年度に受けた岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金が減ったことによるものです。

村債は前年度より3,920万円減となりましたが、これは主に前年度の防災行政無線デジタル化事業の起債が減ったことによるものです。

依存財源の総額は、21億4,249万2,000円で、歳入総額の73.6%を占め、前年度より2.1%増となりました。

次に歳出では、決算総額26億1,001万円で、前年度より3.9%減となりました。

このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費では、人件費で増加したものの、扶助費、公債費

が減ったため前年度より1.9%減となりました。

繰出金は、前年度より1.8%減となりましたが、国民健康保険特別会計への法定外繰り出しは前年度に引き続き行っています。

投資的経費は、前年度より15.8%減となりましたが、これは主に前年度に実施した防災行政無線デジタル化事業や役場及び五加センター等での再生可能エネルギー推進事業、CATV番組自動送出設備工事などが終了したためです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より52.9%減となりましたが、これは主に財政調整基金への積み立てが減ったためですが、社会福祉医療施設等整備基金への7,000万円の追加積み立てのほか、各基金への利子相当分の積み立ても行っています。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

決算収支では、歳入歳出差引残額は592万3,000円となっております。

歳入では、前年度より1,838万3,000円の増となりましたが、これは主に共同事業交付金がふえたためです。

保険税収納率は、現年度は97.3%で前年度より0.2ポイント下がりましたが、過年度分については11.5%で前年度より2.1ポイント改善しました。この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の55.8%を占める保険給付費は2億4,504万8,000円で、前年度より4.2%減となりましたが、共同事業拠出金や基金積立金で大幅な増となりました。

歳出決算額は、前年度より6,296万5,000円多い4億3,951万4,000円となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、平成27年度末で194人となり、前年度より11人の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は、3,055万9,000円となっております。

歳出全体の89.5%を占める保険給付費は、施設入所者や短期入所者の減などにより、2億6,246万7,000円となり、前年度より4.7%減となりました。

歳出決算額は、基金積立金や諸支出金が増加したものの、保険給付費が減少したため前年度より63万6,000円少ない2億9,337万1,000円となりました。

第5 簡易水道特別会計

大明神水源系簡易水道施設機器更新計画の3年目として、黒淵配水池、陰地配水池、日向配水池、日向第一加圧ポンプ場、日向第二加圧ポンプ場及び中通圧力調整池の各種電気計装機器やポンプ関係機器の更新工事を実施しました。

また、経年劣化に伴う施設修繕工事として、大明神高区配水池の防食改修工事や大明神低区配水池のフロート弁改修工事、量水器の取りかえ工事を行うなど、施設の維持管理に努め、安全で清浄な飲料水の供給に努めるとともに、その他の工事として大明神集落道工事やエコトピア住宅道路つげかえ工事に伴う水道管支障移転工事を実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,236万3,000円となり、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は1,106万3,000円となっております。

歳出決算額は、前年度より2,720万3,000円多い2億7,634万7,000円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っていますが、平成27年度は耐用年数が過ぎた宮代及び平西地区の施設内の機器更新を実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は193万9,000円となっております。

歳出決算額は、施設維持管理費の増加で前年度より186万4,000円多い2,360万5,000円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計では、収支改善を図ることを目的に外部委託で作成した経営改善診断結果を踏まえて、経営改善に取り組むとともに、木沢記念病院医師による休日診療を毎週土曜日に実施し、安心な村づくりに努めました。また、将来の医療・福祉ゾーン施設整備のための検討会議を設置し、その整備に向けての取り組みを開始しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は4,679万円となっております。

歳入では、全体の54.3%を占める外来収益と老人保健施設収益等の診療収入は1億5,776万3,000円で、前年度より201万7,000円増となり、一般会計からの繰入金は運営費分で6,635万3,000円で、前年度より356万5,000円減となりました。

歳入決算額は、前年度より1,508万2,000円少ない2億9,060万2,000円となりました。

歳出では、全体の67.5%を占める給与費は、1億6,447万5,000円で、前年度より489万9,000円減となりました。また、整備事業費は老朽化した高周波焼灼装置を更新し、検査機器の充実に努めたほか、老人保健施設では廊下手すりの取りかえ工事等を行い、施設の環境改善に努めました。機器更新等や施設修繕事業費は、前年度より69.2%減の269万5,000円となりました。

歳出決算額は、総務費、医業費とも減少したため、前年度より1,203万円少ない2億4,381万2,000円となりました。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから8年が経過しました。平成27年度末受給者数は、前年度末より3人ふえ620人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は444万8,000円となっております。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金が増加したため、前年度より38万8,000円多い3,440万7,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告を申し上げます。

財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比

率は10.3%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善しています。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、防災対策でヘリポート建設や集落備蓄倉庫建設、防災対策備品、越原センターの太陽光発電機と蓄電池の整備を行い、防災体制の強化に努めました。

また、CATV事業で、情報通信基盤管理運営協議会の答申に基づきFM告知放送施設設置工事を行い、地方創生事業で人口ビジョンと総合戦略を策定したほか、東白川ファンを核とした村内産品の販売促進事業や山林資源販促ツール作成事業を行いました。

村民課では、滞納額の増加抑制に努めるとともに、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努力をいたしました。また、マイナンバー制度の事業推進を図りました。

産業振興課では、農業振興で、みのりの里東白川株式会社の設立を行ったほか、地方創生事業により製茶組合には茶販路拡大対策支援補助を、集落営農組合には農地流動化奨励補助を行いました。

中山間地域等直接支払制度は4期対策の初年度となり、直接支払交付金額は約2,237万6,000円となりました。

林業振興では、間伐材搬出補助や林内作業車購入補助を行ったほか、林道奥新田線舗装工事や反歩向谷流路工整備工事を行いました。

商工振興では、地方創生事業によるスーパープレミアムつき商品券の発行支援を行ったほか、既存のプレミアムつき商品券発行事業に対する支援や経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。また、フォレストスタイル事業は、地方創生交付金を活用して実施しました。

建設環境課では、ごみ処理対策で、可燃ごみ袋販売代金を値下げし、村民の皆様の負担軽減を行ったほか、利便性の向上と分別によるごみの減量を目的に、五加、神土、越原に資源ごみ回収所を設置しました。

また、自然環境保護として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対しての補助を行い、景観保全に努めるとともに、地球温暖化防止を目的に家庭用太陽光発電装置の設置を推進しました。村営住宅では、人口対策を図るため平地区の空き家住宅1棟を購入しリフォーム工事を行った結果、Iターンの方が入居されました。

農地費では、黒淵排水路修繕工事と大明神地区農業用パイプライン工事の実施設計書の作成を行いました。

村土保全維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、杉林線道路改良工事や神矢橋及び村道路面の修繕工事を行いました。また、前年度に引き続き急傾斜地崩壊対策事業も実施しました。そのほか地籍調査事業を親田地区、黒淵地区及び平地区を中心に実施し、進捗率が35.2%となりました。

教育委員会では、子育て中の御家庭について一貫して支援できる体制として、子育て支援係を設置したほか、保育料の無料化を行うなど、子育てしやすい環境を整備しました。

学校教育では、小学校屋外運動場整備と中学校屋内運動場既設つり天井の撤去を行い、教育環境の改善に努めました。社会教育、保健体育ではアウトリーチフォーラム事業や文化の香り立つ活動

事業、スポーツ・トップアスリート交流事業など新規事業も実施しました。

地域医療センターでは、高齢者の憩いの場や世代間交流の場として、平地内に高齢者交流サロンの施設整備を行いました。

また、高齢者や障害者などの皆様の各種対策事業や健診事業を引き続き行ったほか、将来の福祉医療等施設整備に備えて7,000万円の基金の追加積み立てを行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め国、県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

平成28年9月12日、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

そうしましたら、別冊の平成27年度東白川村決算書をごらんいただきたいと思います。

2ページから説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。一番薄い冊子の資料でございます。

平成27年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、予算現額1億9,349万3,000円、調定額2億756万9,591円、収入済額1億9,623万7,854円、不納欠損額316万8,906円、収入未済額816万2,831円、予算現額と収入済額との比較274万4,854円でございます。

以下、款の収入済額の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2款の地方譲与税、収入済額2,914万4,000円。

3款利子割交付金41万9,000円。

4款配当割交付金121万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金120万5,000円。

6款地方消費税交付金4,694万6,000円。

7款自動車取得税交付金638万8,000円。

8款地方特例交付金68万3,000円。

次ページへ行っていただきまして、9款地方交付税14億1,764万1,000円。

11款分担金及び負担金683万2,431円。

12款使用料及び手数料6,499万5,564円。

13款国庫支出金1億9,319万8,202円。

14款県支出金1億7,065万2,171円。

15款財産収入2,045万5,525円。

次ページで、16款寄附金2,401万2,007円。

17款繰入金 1億645万5,529円。

18款繰越金 2億8,109万9,923円。

19款諸収入 6,840万6,073円。

20款村債 2億7,500万円でございます。

歳入合計でございます。予算現額が27億7,414万1,000円、調定額が29億6,439万5,896円、収入済額が29億1,098万7,279円、不納欠損額が316万8,906円、収入未済額が5,023万9,711円、予算現額と収入済額との比較が1億3,684万6,279円でございます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

1款議会費、予算現額が4,137万4,000円、支出済額が4,052万2,860円。繰越金はなしでございます。不用額のほうが83万1,140円。予算現額と収入済額の比較は同じでございます。

以下、款の支出済額の説明をさせていただきます。

2款総務費 5億7,719万927円。

3款民生費 4億9,662万7,837円。

4款衛生費 3億8,699万8,011円。

6款農林水産業費 2億5,167万7,882円。

7款商工費 9,959万5,656円。

8款土木費 2億882万9,086円。

9款消防費 1億1,614万559円でございます。

次のページへ行っていただきまして、10款教育費 1億7,819万2,849円でございます。

11款災害復旧費 257万400円。

12款公債費 2億7,164万4,346円でございます。

歳出合計でございます。予算現額のほうで27億7,414万1,000円でございます。支出済額が26億1,001万413円でございます。翌年度繰越額が1億843万4,000円でございます。不用額5,569万6,587円でございます。予算現額と支出済額の比較が1億6,413万587円でございます。

欄外のほうへ行っていただきまして、歳入歳出差引残額が3億97万6,866円。

平成28年9月12日提出、東白川村長でございます。

12ページにつきましては、事務の手の流れでございます。

まず、28年8月2日に会計管理者から村長のほうに決算関係書類の提出をさせていただきました。それから、村長のほうから監査委員のほうに8月18日に審査に付すということで送付をしております。8月19日に監査のほうから適正であるという報告をいただいたことになってございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。14、15ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

ここからは特別会計でございますが、款の収入済額、または歳出のほうの支出済額を中心に説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

平成27年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款国民健康保険税、収入済額5,698万4,250円。

2款使用料及び手数料2万1,800円。

3款国庫支出金8,829万4,829円。

4款療養給付費交付金44万2,000円。

5款前期高齢者交付金8,878万551円。

6款県支出金1,718万9,656円。

7款共同事業交付金8,999万1,876円。

8款財産収入600円。

9款繰入金5,276万7,084円でございます。

次のページへ行っていただきまして、10款繰越金でございます。5,050万5,399円。

11款諸収入45万8,853円。

収入合計でございます。予算現額が4億4,498万円でございます。調定額のほうが4億5,705万9,240円でございます。収入済額のほうが4億4,543万6,898円でございます。不納欠損額が494万7,147円でございます。収入未済額のほうが667万5,195円でございます。予算現額と収入済額との比較につきましては45万6,898円でございます。

続きまして、国民健康保険の歳出でございます。18ページでございます。

1款総務費、支出済額1,135万4,657円。

2款保険給付費2億4,504万8,353円。

3款後期高齢者支援金等3,710万9,168円。

4款前期高齢者納付金等2万3,569円。

5款老人保健拠出金2,002円。

6款介護納付金1,625万3,245円。

7款共同事業拠出金8,309万4,244円。

8款保健事業費274万3,646円でございます。

9款の基金積立金が3,000万5,000円でございます。

次のページへ行っていただきまして、20ページでございます。10款で諸支出金、支出済額でございます、1,388万211円。

11款予備費はなしでございます。

歳出合計でございます。予算現額のほうが4億4,498万円でございます。支出済額のほうが4億3,951万4,095円でございます。繰越金はなしでございます。不用額のほうが546万5,905円でございます。予算現額と支出済額の比較は不用額と同額でございます。

欄外へ行っていただきまして、歳入歳出差引残額が592万2,803円でございます。

平成28年9月12日提出、東白川村長。

22ページは、一般会計と同じでございますので省略をさせていただきます。

続きまして、介護保険でございます。24ページでございます。

平成27年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款保険料でございます。収入済額をごらんいただきたいと思います。5,230万9,100円でございます。

2款使用料及び手数料、500円。

3款国庫支出金が8,123万5,192円。

4款の支払基金交付金が7,308万3,000円。

5款の県支出金が4,147万5,883円。

6款の繰入金が5,155万3,100円。

7款の繰越金が2,394万1,236円。

8款の諸収入が32万9,600円でございます。

26ページのほうで、10款で財産収入でございますが、2,273円でございます。

歳入合計、予算現額が3億3,556万8,000円でございます。調定額のほうが3億2,397万9,884円、収入済額のほうが3億2,392万9,884円、不納欠損はございません。収入未済額のほうが5万円でございます。予算現額と収入済額の比較につきましては、1,163万8,116円のマイナスでございます。

28ページでございます。介護保険特別会計の歳出でございます。

1款総務費、支出済額でございます。1,215万6,045円。

2款の保険給付費2億6,246万7,005円。

4款の基金積立金が608万6,000円。

5款の地域支援事業費が276万7,384円。

6款の公債費はなしでございます。

7款の諸支出金が989万4,417円でございます。

予備費はなしでございます。

一番下のほうへ行っていただきまして、歳出合計でございます。予算現額のほうが3億3,556万8,000円でございます。支出済額が2億9,337万851円でございます。不用額が4,219万7,149円でございます。予算現額の比較につきましては同額でございます。

欄外のほうで歳入歳出差引残額が3,055万9,033円の繰り越しでございます。

平成28年9月12日提出、東白川村長。

続きまして、32ページについては省略をさせていただきます。

続きまして、簡易水道特別会計でございます。34ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成27年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額でございます。4,943万135円でございます。

2款の繰入金が1億562万1,360円でございます。

3款の繰越金が925万9,583円でございます。

4款の財産収入が1,484円でございます。

5款の分担金及び負担金が141万7,000円でございます。

6 款村債が8,500万円でございます。

7 款の国庫支出金3,082万2,000円でございます。

9 款の諸収入715万8,240円。

歳入合計のほう、予算現額が2億7,950万5,000円、調定額が2億8,881万8,012円、収入済額のほう
が2億8,870万9,802円、不納欠損はなしでございます。収入未済額のほうが10万8,210円、予算
現額との比較のほうが920万4,802円でございます。

続きまして、簡易水道の歳出でございます。

1 款総務費のほう、支出済額をお願いいたします。1,361万1,569円。

2 款簡易水道事業費1億2,533万1,090円。

3 款の施設維持管理費2,699万944円。

4 款の公債費1億1,041万3,851円。

予備費がなしでございます。

歳出の合計でございます。予算現額のほうが2億7,950万5,000円でございます。支出済額のほう
が2億7,634万7,454円でございます。翌年度繰越金が130万円でございます。不用額のほう
が185万7,546円でございます。予算現額との比較が315万7,546円でございます。

欄外のほうへ行っていただきまして、歳入歳出差引残額が1,236万2,348円と繰り越しております。

平成28年9月12日提出、東白川村長。以上でございます。

38ページは省略をさせていただきます、続きまして下水道特別会計でございます。

40ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成27年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料、収入済額でございます。715万9,560円。

2 款繰入金1,677万8,000円。

3 款繰越金160万6,657円。

4 款財産収入121円。

歳入合計、予算現額のほう
が2,480万2,000円、調定額のほう
が2,554万4,338円、収入済額が
2,554万4,388円でございます。
不納欠損、収入未済額はござい
ません。予算現額との比較のほう
が74万2,338円でございます。

下水道歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます。800万7,693円。

2 款施設維持管理費633万5,878円。

3 款公債費926万1,514円。

予備費、なしでございます。

支出済額の合計でございます。予算現額のほう
が2,480万2,000円でございます。支出済額
が2,360万5,085円でございます。繰り越
しがなしで、不用額のほう
が119万6,915円でございます。予
算現額との比較は不用額と同額
でございます。

歳入歳出差引残額で193万9,253円を翌年度に繰り越しております。

平成28年9月12日提出、東白川村長でございます。

44ページは省略をさせていただきます。

続きまして、国保診療所特別会計でございます。46ページでございます。

平成27年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款診療収入、収入済額でございます。1億5,776万2,757円。

2款使用料及び手数料149万1,360円。

4款財産収入1,498円。

5款繰入金7,542万1,000円。

6款繰越金4,984万2,753円。

7款諸収入527万2,635円。

8款寄附金81万円。

歳入合計でございます。予算現額のほうが2億6,174万8,000円、調定額のほうが2億9,104万3,840円、収入済額が2億9,060万2,003円でございます。収入未済額のほうが44万1,837円でございます。予算現額の比較のほうが2,885万4,003円となっております。

続きまして48ページのほうでございますが、国保診療所特別会計歳出でございます。

1款総務費、支出済額でございます。2,106万6,011円。

2款医業費2億1,055万5,273円。

3款基金積立金81万円。

4款公債費が1,138万232円。

5款予備費がなしでございます。

歳出合計でございます。予算現額のほうが2億6,174万8,000円、支出済額が2億4,381万1,516円、翌年度繰越金はなしで、不用額のほうが1,793万6,484円でございます。予算現額との比較は不用額と同額でございます。

欄外で歳入歳出差引残額が4,679万487円を次年度に繰り越しをしております。

平成28年9月12日提出、東白川村長。

50ページは省略させていただきます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。52ページのほうをお願いいたします。

平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、収入済額でございます。1,672万8,100円。

2款の使用料及び手数料はございません。

3款の後期高齢者医療広域連合の支出金でございますが、21万4,380円でございます。

4款の繰入金のほうが1,816万7,036円でございます。

5款の諸収入のほうで10万8,567円でございます。

6款で繰越金が363万6,824円でございます。

歳入合計が、予算現額が3,677万2,000円、調定額のほうが3,885万4,907円、収入済額のほうが3,885万4,907円で、不納欠損、収入未済額はございません。予算現額の比較のほうが208万2,907円となっております。

続きまして、最後になりますが、後期高齢者医療特別会計歳出でございます。

1 款総務費、支出済額をお願いいたします。77万7,944円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,329万4,636円。

3 款保健事業費22万5,520円。

4 款諸支出金10万8,567円。

予備費はなしでございます。

歳出合計でございます。予算現額のほうが3,677万2,000円、支出済額のほうで3,440万6,667円、繰越金がなしでございます。不用額のほうが236万5,333円でございます。予算現額との比較は同額でございます。

歳入歳出差引残額で444万8,240円を翌年度に繰り越しをしております。

平成28年9月12日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見書について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成27年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成28年9月12日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。東白川村長 今井俊郎様。

意見書を別冊で出しておりますので、朗読をさせていただきます。

平成27年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 平成27年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の期日 平成28年8月18日、19日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定例監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

決算規模。平成27年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額43億2,406万5,111円、歳出決算総額39億2,106万6,081円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計、歳入29億1,098万7,279円、歳出26億1,001万413円、差引残高3億97万6,866円。特別会計、歳入14億1,307万7,832円、歳出13億1,105万5,668円、差引残高1億202万2,164円。合計、歳入43億2,406万5,111円、歳出39億2,106万6,081円。差引残高4億299万9,030円。

次に、各会計を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計歳入総額、27年度、43億2,406万5,111円、26年度、43億6,819万854円、増減額4,412万5,743円の減。各会計歳出総額、27年度、39億2,106万6,081円、26年度、39億4,829万8,479円、増減額2,723万2,398円の減。差引総額、27年度、4億299万9,030円、26年度、4億1,989万2,375円、増減額1,689万3,345円の減であります。

決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況、一般会計、形式収支3億97万6,866円、翌年度へ繰り越すべき財源6,328万4,000円、実質収支2億3,769万2,866円、単年度収支3,155万7,057円の減。国民健康保険特別会計、形式収支592万2,803円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。以降ゼロのところは省略をさせていただきます。実質収支592万2,803円、単年度収支4,458万2,596円の減。介護保険特別会計、形式収支3,055万9,033円、実質収支3,055万9,033円、単年度収支661万7,797円。簡易水道特別会計、形式収支1,236万2,348円、翌年度へ繰り越すべき財源130万円、実質収支1,106万2,348円、単年度収支180万2,765円。下水道特別会計、形式収支193万9,253円、実質収支193万9,253円、単年度収支33万2,596円。国保診療所特別会計、形式収支4,679万487円、実質収支4,679万487円、単年度収支305万2,266円の減。後期高齢者医療特別会計、形式収支444万8,240円、実質収支444万8,240円、単年度収支81万1,416円。

合計は朗読を省略させていただきます。一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支4億299万9,030円の黒字。実質収支3億3,841万5,030円の黒字。単年度収支6,962万7,345円の赤字。

(3)むすび。以上が当該年度の決算状況の概要であります。

平成27年度の実質収支額は、一般会計2億3,769万3,000円、特別会計1億72万2,000円で、一般会計と特別会計を合わせると3億3,841万5,000円の黒字となっています。一方、単年度収支では一般会計、特別会計合わせて6,962万7,000円の赤字となっており、特に国民健康保険特別会計は4,458万3,000円の赤字です。国民健康保険については平成30年度に県に一本化されると説明を受けましたが、単年度収支の赤字が続く見込みがあれば保険料率の見直しを検討される必要があると思います。一般会計歳出の不用額は昨年度と比較して372万5,000円増の5,569万7,000円であります。扶助費など予算要求時において見積もり困難なものもありますが、限られた財源であるので、見積もりは例年と同じではなく慎重を期されることを要望します。

実質公債費比率は、数年前から健全化が図られているところですが、本年度の比率は10.3%で、前年度と比較して0.4ポイント改善しています。また、将来負担比率については、主に財政調整基金11億500万円が積み立てされていることにより、今年度もマイナスとなり、健全化が図られています。

一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計・特別会計を合わせて2,036万5,000円あります。前年度と比較すると540万7,000円減少しています。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

次の表には26年度の滞納額、比較増減も載せておりますが、27年度の滞納額のみ読み上げをさせていただきます。

一般会計1,308万9,711円、国民健康保険特別会計667万5,195円、介護保険特別会計5万円、簡易水道特別会計10万8,210円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計44万1,837円、後期高齢者医療特別会計ゼロ、計2,036万4,953円。

また、村税等の未収金徴収対策として、岐阜県中濃県税事務所へ村職員を派遣し、県税職員と一緒に徴収を行う事業が実施され、預金、売掛金等7件、28万6,000円の差し押さえが行われ、一定の成果は上がっていると思いますが、当年度中に村税、国民健康保険税合わせて前年度より151万5,000円多い811万6,000円が不納欠損されています。その理由として、地方税法第15条の7第1項第5号1件4万2,000円、同法第18条第1項26件807万4,000円となっています。住民税、国民健康保険税は前年度の所得により課税され税が変わりますが、固定資産税は土地、建物等を処分しない限り1月1日現在の所有者に毎年税が課税されます。不納欠損は納税者の納付意欲低下の要因の一つになると思われますので、滞納者の実情把握と分析を強化し、必要に応じて法的措置を含めた債権保全策を講じられることを要望します。

今回の決算審査では、村が交付している補助金、工事及び委託事業について抽出で調査を行いました。工事、委託事業については適正に管理されていましたが、補助金についてはおおむね適正に処理されておりましたが、一部の補助金については交付申請、実績報告書に押印のない書類や領収書等の写しの添付がなく、支払いの確認できないものがありました。

既に28年度も上半期が終わろうとしています。27年度の検証も踏まえ、28年度の着実な事業推進が図られていると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算意見とします。

以下、各会計ごとの歳入歳出の概況、歳入歳出の構成状況を載せておりますが、朗読は省略させていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日13日は全員協議会開催のため、14日は議案調査のため、休会としたいと思います。

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、13日は全員協議会開催のため、14日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日13日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また15日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、本日はこれで延会といたします。

午後3時44分 延会